

## 論 説

# 課徴金と取締役の対会社責任

弥 永 真 生

- 1 問題の所在
- 2 連合王国
  - (1) *Safeway Stores* 事件高等法院判決
  - (2) *Safeway Stores* 事件控訴院判決
  - (3) *Jetivia v. Biltaw* 事件最高裁判所判決
- 3 ドイツ
  - (1) *Villeroy & Boch* 事件判決
  - (2) *Thyssenkrupp* 事件判決
  - (3) ステンレス鋼製造会社事件判決
  - (4) 学説
  - (5) 立法的対応の不存在
- 4 オランダ
- 5 スペイン
- 6 オーストリア

## 1 問題の所在

独占禁止法や金融商品取引法の規定に基づき、会社が納付した課徴金相当額について取締役に対して損害賠償を請求することができるのかという問題がある<sup>1)</sup>。

---

1) 金融商品取引法上または独占禁止法上の課徴金が会社法第423条による損害賠償請求の対象となるかについての研究として、比較的最近のものとして、大島2021、浜田2023、應本2024及び廣瀬2024がある。

最近では、たとえば、東京地判令和5・3・28金判1679号2頁<sup>2)</sup>が、（金融商品取引法上の）課徴金の制度趣旨を会社に対する制裁を通じた違反行為の抑止に求めるのであれば、課徴金納付命令の原因となる作為または不作為を行った取締役及び執行役に対し、当該会社が課徴金相当額の損害賠償を求めるることは、当該取締役及び執行役において違反行為をそれ以降は行わないという抑止効果を生じさせ（特別予防）、かつ、こうした損害賠償請求の可能性が社会一般に知られることを通じ、同じような立場にある自然人をして違反行為を思いとどまらせる（一般予防）という意味で、むしろ制度趣旨にかなうものといえるとし、かりに会社の不当な経済的利益の剥奪という制度趣旨を考慮するとしても、各規定に定められた課徴金の額の算定方法に照らせば、会社が違法な会計処理に起因して得た経済的利得を超える額の課徴金を支払う場合が生ずる可能性があることも考慮すれば、当該課徴金の納付命令の原因となった作為または不作為を行った取締役及び執行役の当該会社に対する損害賠償責任を一律に否定する理由とはならないと判示した。

そして、これは、たとえば、東京高判令和元・5・16金判1585号12頁（第1審：東京地判平成29・4・27資料版商事法務400号119頁）や東京地判平成30・3・1金判1544号35頁などを踏襲したものと考えることができる<sup>3)</sup>。東京

---

2) ただし、控訴審判決である東京高判令和7・3・19金判1720号10頁により、重要な事項の虚偽記載があったとはいえないとして、損害賠償請求は棄却された（原告〔東芝〕が上告受理申立て）。

3) 会社に科された罰金につき取締役の損害賠償責任を肯定したものとして東京地判平成8・6・20判時1572号27頁及び大阪地判平成12・9・20判時1721号3頁がある。また、課徴金についても、仙台地判平成27・1・14（平成24年（ワ）第1350号・第1465号）は、「課徴金制度の趣旨から直ちに課徴金について役員に対する転嫁を許容していないとの解釈が導かれるということはできず、本件において、そのように解釈すべき事情も認められない」として、被告取締役の任務解怠と原告に生じた課徴金相当額の損害との間に相当因果関係を認めた。さらに、独占禁止法上の課徴金についての東京高判令和5・1・26（令和4年（ネ）第2134号）は当然のことであるかのように被告取締役の任務解怠と会社に生じた課徴金相当額の損害との間に相当因果関係を認めている。なお、東京高判令和5・1・26についての評釈等として、得津2023、山下2024、山部2024、遠藤2024、王2024などがある。

高判令和元・5・16は、「会社法423条1項の取締役の責任は、債務不履行責任であって、取締役に対してその任務懈怠と相当因果関係のある損害の賠償義務を負わせているが、その賠償の範囲には任務懈怠と相当因果関係がある限り、特段の限定はなく、会社が取締役の任務懈怠によって課徴金・罰金の支払を余儀なくされた場合において、その課徴金・罰金を損害から除く根拠はない。また、課徴金が法人に対する制裁として、会社が得た利益を剥奪するものであり、罰金が法人固有の刑事責任を認め、法人の資産や事業規模等を考慮してその抑止力として期待できる額の法定刑を定めているとしても、それは課徴金・罰金の目的や性質であって、そのような目的、性質から直ちに課徴金・罰金が民事上の損害賠償の対象にはならないとされるものではない。そして、金商法207条1項1号及び同法172条の4の各規定の内容や沿革等を考慮しても、取締役の任務懈怠を理由とする損害賠償責任について、取締役の任務懈怠と罰金・課徴金の支払との間の因果関係を否定する根拠を見いだすこともできない。さらに、会社が自らの責任財産をもって課徴金・罰金の支払をし、納付を完了することによって、会社に対して課徴金・罰金を科す目的は達せられたのであって、その後に任務懈怠をした取締役等への損害賠償請求により、法人が支払った課徴金・罰金相当額についての損害が実質的に填補されたとしても、それは任務懈怠をした取締役に対する責任追及を認める会社法の規定に基づき取締役の損害賠償責任が認められた結果にすぎず、これをもって、会社が自己に科された罰金・課徴金を取締役等に転嫁したと評価されるべきものではない」としていた。

他方、東京高判平成29・6・15判時2388号84頁は、原告会社の損失隠しきーム及び損失解消スキームの構築・実行に関与したコンサルティング会社の役員に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、原告が支払った罰金及び課徴金を被告であるコンサルティング会社の役員に転嫁することを否定した。また、東京地判平成30・9・25金判1555号24頁は「外部の第三者との関係において、自己に科された罰金等を財産的損害とする損害賠償請求を許容することは、本犯が受けるべき刑罰を他に転嫁することになる」などとして、請

求を棄却した。

学説上も、法人に対する罰金及び課徴金については、その性質に鑑みて取締役への転嫁を認めるべきでないとする見解が有力である（たとえば、浜田 2023, 7-8 頁, 12-17 頁参照）。法人に科された罰金及び課徴金の取締役への法人からの求償について「法人の刑事責任を法人固有の責任に基づくものと解する場合には、当然否定的なものとなる」とこと、「これらの制裁金はいずれも、國家が一定の法益を実現するために、独自の視点から賦課したものにほかならず、これを会社法の規定を通じて……取締役に請求することをみとめることは、当該制裁の趣旨を損なう危険がある」とこと、二重処罰の禁止という観点から法人への処罰を取締役に転嫁することは許されないことなどが根拠として挙げられている（佐伯 1998, 655 頁。佐伯 2009, 159-160 頁も参照）。「法人罰金は法人を名宛人として法人自体を罰したものであり、この罰金を取り締役の賠償責任額に含めるべきではない。……会社には巨額の富の蓄積があり得るために、個人とは別に刑事罰を科したのであるから、これを取締役個人に転嫁することは背理である」という主張もなされている（上村 2001, 8-9 頁）。さらに、両罰規定の下で、法人重課が行われる場合には、法人の資力に注目して重課されている以上、会社法の規定を通じて取締役に転嫁することにより、法人処罰の目的を実現することは想定していない、転嫁をすると、過剰な制裁となりかねないということを根拠として、罰金相当額について会社法に基づく取締役に対する損害賠償請求を認めることは、刑事罰を科す根拠法令の趣旨を損なうことになると論ずるものもある（松井 2007, 578 頁）。

たしかに、これらの理由づけに対しては、以下のような反論が想定できる。まず、二重処罰が生ずることを論拠とすると、取締役等に対しては刑事罰が科されないケースでは、二重処罰は生じないのであるから、取締役等に転嫁することを妨げる理由はその限りにおいてはないことになるが、そうであると、監視・監督義務違反のケースについては取締役等に転嫁することができ、取締役等が自ら行ったため刑事罰を科されると取締役等には転嫁されないというアンバランスが生ずる。また、会社が取締役等から損害賠償を受けると、会社の

懐が痛まないので、法人に対して罰金を科した目的が達成できないという考え方方に説得力があるとしても、自然人である取締役等に十分な資力がなければ、会社は財産を回復できないのであるから、法人に対して罰金を科すという両罰規定の趣旨は没却されない。さらに、課徴金は、違反行為の防止に向けられた行政上の制裁であると位置付けられている上、両罰規定のように自然人に対する制裁を前提としている。

しかしながら、——これまでの議論では中心的な争点とはなっていなかったように思われるが、——課徴金が会社の「損害」であるといえるのかという問題がある。「損害」とは「もし加害原因がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態との差」をいうとする（差額説）のが判例（最判昭和39・1・28民集18巻1号136頁）、そして、（少なくともかつての）通説だからである（於保1972, 135頁。平井1992, 74頁；森島1987, 330頁；幾代1977, 260頁；中井1976, 92頁なども参照）。人身損害を主として念頭において、加害行為によって被った不利益として主張された事実を損害と捉える見解（損害事実説）が現在では有力となっているが（高橋2005；窪田（編）2017, 375頁以下〔前田陽一〕など参照）、財産損害については重要な相違はなく、潮見は「『事実状態比較説』によれば、損害とは侵害行為がなければ存在するであろう仮定的事実状態と、侵害行為の結果として現在あるところの現実的事実状態との『差』である。これにより、……侵害状態からの被害者の原状回復が不法行為の目的であるということも、より適切に表現できる」と述べる（潮見1991, 723-724頁）。

たしかに、課徴金の制度趣旨についてはさまざまな説明が可能であることは東京地判令和5・3・28の指摘する通りであるが<sup>4)</sup>、金融商品取引法における課徴金の水準は経済的利得相当額であると位置づけられていること<sup>5)</sup>からする

4) 課徴金を違反行為に向けられた行政上の制裁であると位置づけると、課徴金相当額を「損害」とみることができ、かつ、罰金とは異なり、二重処罰も問題とならず、会社法第423条による損害賠償請求の対象となりうるという考え方もありえよう（弥永2009, 191-192）。

と、会社に課徴金相当額の損害が生じたと評価できるのかという問題がありそうである。すなわち、会社が違法な会計処理に起因して得た経済的利得が剥奪されてもそれは会社の「損害」とはいえないと解するのが理論的帰結であり、得た利益を超える額の課徴金を支払う場合には、超過額部分が「損害」にあたり、その損害額は原告が主張立証すべきものというべきなのではないかとも考えられる<sup>6)</sup>。不当な利得を保有しているという状態に会社を回復させる必要はないからである。不当利得を返還したから「損害」が発生するとは考えられないし、一定の法令違反行為に対しては没収及び追徴が定められているが、没収や追徴による財産の減少を債務不履行責任や不法行為責任の文脈で「損害」と捉えることがないのだとすると<sup>7)</sup>、課徴金が不当な利得の吐き出しにとどまる限り、課徴金納付による会社（法人）の財産減少を「損害」であると評価することは首尾一貫しないことになる<sup>8)</sup>。

- 
- 5) 第14回金融審議会金融分科会第一部会（2003年12月19日）資料2-2「課徴金制度の骨格（案）」<[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryou/kinyu/dai1/f20031219\\_sir/02\\_02.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/kinyu/dai1/f20031219_sir/02_02.pdf)>、同議事録<[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/gijiroku/kinyu/dai1/20031219\\_roku.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/gijiroku/kinyu/dai1/20031219_roku.html)>〔三井調査室長の説明〕、岡田＝吉田＝大和2004, 45頁、大来＝鈴木2008, 31頁など参照。
- 6) 筆者は、有価証券報告書等の虚偽記載等を理由として会社（提出者）が課徴金を納付した場合に、当該課徴金を会社の「損害」であると評価することが立法論として不適切であるという立場をとっているわけではなく、あくまで解釈論としては説得力を欠くといわざるを得ないのではないかという趣旨である。たとえば、公認会計士法は、「当該証明について第30条第1項に規定する場合（公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合一筆者）に該当する事実がある場合」には、当該公認会計士に対して、「当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額……の1.5倍に相当する額」「の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない」と定めており（31条の2第1項柱書・第1号）、明らかに、不正に得た利得の吐き出しでは説明できないものとなっていることと対比するならば、有価証券報告書等の虚偽記載等を理由とする課徴金の制度趣旨として会社に対する制裁を通じた違反行為の抑止を規定できても、——違反行為者が過去5年以内に金融商品取引法上の課徴金納付命令等を受けたことがあるときの加算部分は格別——金融商品取引法上の課徴金の本質は違法に得た利得の剥奪であると言わざるを得ないのではないかということである。

このようなわが国における学説及び裁判例が内包する問題点を相対化するという観点から<sup>9)</sup>、今後の研究のための準備作業の一環として、本稿では、——それぞれの国に特有な法制度及び法原理があることを考慮に入れなければならないが——いくつかの国における状況の概観を試みることとする<sup>10)</sup>。

## 2 連合王国

*Safeway Store* 事件判決が控訴院レベルのものであるが、カルテルに対する罰金を取締役等に転嫁できるかどうかについての判断を示したものとして存在する<sup>11)</sup>。

7) 高橋は、「犯罪によって得た利益にかかる没収・追徴についても、法人が役員等に損害賠償請求することができるかという問題がある（佐伯・前掲注9）〔佐伯2014—筆者〕20頁参照）。これについても損益相殺により法人に損害はないと解すべきであろう」と指摘している（高橋2021, 89頁注42）。

8) なお、独占禁止法の下での「課徴金額中に含まれる不当利得金額については役員の独禁法違反行為とは因果関係がないとして、あるいは損益相殺として、役員の損害賠償責任額から減額することが考えられる」とし、「課徴金額中、不当利得分は転嫁を否定すべきとしても、その利得額が、前述の8割（泉水2022, 695頁—筆者）は擬制的にすぎ、具体的に特定できないという問題もある。だが、損害事実と損害額（金銭的評価）とを区分して後者を裁判所が規範的に判断すべきという近時の立場からは、不当利益額についても裁判所が裁量で判断（民訴248条類推適用）することが認められよう」との見解がある（得津2023, 7頁）。浜田2023, 15頁も「課徴金と役員の任務懈怠との間の相当因果関係を否定する」というアプローチを示している。また、高橋は、「現行法上の課徴金額の算定における「経済的利得相当額」は、抽象的な想定に基づき一律かつ機械的に算出されるため、多分に擬制的なものであって、厳密に算定されているわけではない。そのため、実際には会社は得られた利得を超える額の課徴金を支払っている場合があり、課徴金について一律に会社の損害を否定することは妥当でない（会社が得た利得は損益相殺を通じて損害額から除外すればよく、一律に損害賠償責任を否定すべきではない）という考え方」がありえようとし、「課徴金の性質・目的を利得の剥奪であると解して、一律に損害賠償の対象から除外することは説得的ではない」（圈点—筆者）としている（高橋2021, 89頁）。

9) 罰金の取締役への転嫁可能性については、簡単にではあるが、弥永2009, 189-191頁で問題点を指摘し、検討を加えた。

10) アメリカ合衆国の状況については、たとえば、至田2009参照。

11) 連合王国における状況の詳細については、たとえば、Leclerc 2022, 168-181参照。

### (1) *Safeway Stores* 事件高等法院判決

2005年に、公正取引庁（OFT）は、*Safeway* が「乳製品小売価格イニシアチブ」に参加したことを理由として、同社に対する反トラスト法調査を開始し、違法な価格調整を行ったとして、1998年競争法第1章第2条(1)に基づき、*Safeway* に5,691,553 ポンドの罰金を科した<sup>12)</sup>。この罰金決定前に、*Safeway* は取締役・元従業員を相手方として民事責任訴訟を提起していた。

高等法院は被告らの略式裁判による訴えの却下申立てを認めなかつた<sup>13)</sup>。*Flaux* 判事は、1998年競争法第1章の禁止規定に違反する反競争的行為には「道義的非難可能性または卑劣性」という必要要素が含まれており、主として3つの理由を挙げて、原則として不道徳な原因からは訴権は生じない (*ex turpi causa non oritur actio*) との原則が適用されるほど十分に重大であると述べた。第1に、第1章が定める禁止規定または市場支配的地位の濫用に関する規制(EU機能条約) 第101条に違反する合意は違法な合意であり、当該合意の当事者は違法な合意への参加によって生じた損害の賠償を請求できないことは確立した法理である<sup>14)</sup>。第2に、公正取引庁が競争法違反に関して提起する訴訟は刑事訴訟ではないが、これは国内法が欧州委員会の取扱いとの整合性を保つためでもある。欧州委員会が刑事制裁を課す権限を有するとした場合に生じうる主権に関する法的・政治的論争を回避するため、欧州委員会による制裁は「行政的」とみなされているが、公正取引庁の違反手続は本質的に「準刑事的」なものであると見なされてきた<sup>15)</sup>。第3に、刑事罰である罰金と同様に、公正取引庁が違反に対して科す罰の目的は賠償ではなく懲罰と抑止にあると明記されており、刑事罰である罰金と同様に、いかなる罰金も国庫に納付されるなど、犯罪

12) Office of Fair Trading, 26 July 2011, CA98/03/2011, Case CE/3094/03, Dairy retail price initiatives, 373.

13) *Safeway Stores Ltd v Twigger* [2010] EWHC 11 (Comm), [2010] 3 All ER 577 (Flaux J).

14) たとえば、Case C-453/99 *Courage v Crehan*, ECLI:EU:C:2001:465.

15) *R (Crest Nicholson plc) v Office of Fair Trading* [2009] EWHC 1875 (Admin), [2009] UKCLR 895.

に対して科される罰金と多くの特徴を共有している。

もともと、1998年競争法は企業とその従業員との間の関係を規律するものではなく、*Safeway* が第1次的責任を負うものではなく、*Safeway* が公正取引庁によって科された罰金はむしろ代理法上の責任としてのものであり、*Safeway* は個人的に（personally）責任を負うものではないから、不道徳な原因からは訴権は生じないという被告らの抗弁は成り立たないとした。

## (2) *Safeway Stores* 事件控訴院判決

控訴院は、被告らに違法行為につき責任があるとしても、被告らに罰金を求償する権利が株主にはないと判断した。カルテルに対する罰金は会社の個人的責任に基づくものであり、使用者責任の事例とはみなされないとし、取締役や従業員は、1998年競争法違反の責任を負うことではなく、不道徳な原因からは訴権は生じない (*ex turpi causa non oritur actio*) との原則に基づき、*Safeway* は、契約違反、信認義務違反、過失に基づく求償を請求することはできないとした。*Longmore* 判事は、不道徳な原因からは訴権は生じないとするこの原則の根拠は、刑事司法制度と民事司法制度との一貫性を確保するためであると説明した<sup>16)</sup>。すなわち、原告が刑事的かつ個人的な責任を負う、または公正取引庁のような規制当局に対して罰金を支払う責任を負う一方で、同じ原告がその行為

16) *Safeway Stores Ltd v Twigger* [2010] EWCA Civ 1472 [29] (Longmore LJ). なお、*Pill* 判事は、「1998年法の方針は、公衆を保護することであり、具体的には企業に義務を課すことによってこれを実現する。企業が従業員または従業員の D&O 保険会社に責任を転嫁できる場合には、この法律の方針は損なわれることになる。企業自身が責任を負い、その不遵守の結果を受け入れる場合にのみ、公衆は保護される。抑止効果が期待されており、効果的な予防措置を講じる義務は企業自身にある」、「本件において、この法律のやり方は企業に責任を負わせ、違反を防止できるような方法で業務を運営することを企業に義務付けている」と指摘していた ([44] [46])。*Pill* 判事は、株主が罰金を負担することなく、取締役や従業員、そして最終的には D&O 保険会社に罰金を転嫁できる場合には、反トラスト法違反に対する罰金が意図する抑止効果が損なわれるという見解によっていた。なお、D&O 保険に言及していることから、被告らの責任が認められた場合には、被告らの D&O 保険によって補償されるであろうと想定していたことがうかがわれる (Watts 2011, 220)。

について個人的に責任を負わないと民事裁判所で主張するのは矛盾していると述べ（[16]）、このように解することの重要性は、競争法が「企業」を反トラスト法の名宛人として概念化し、反トラスト法違反に対する会社の責任をどのように捉えているかによって本質的に説明され、「責任は『個人的』なものであり、格言（不道徳な原因からは訴権は生じない—筆者）を適用する目的で会社の行為を『個人的』なものとするには十分である」とした（[27]）。また、*Lloyd* 判事及び *Pill* 判事の同意意見においては、反トラスト法違反の罰金は企業自身の「個人的」責任に関係するものであり、罰金の賦課に対して不服申し立てができるのは企業のみであるという事実にそれが反映されていると指摘された（[36]（*Lloyd* LJ），[43]（*Pill* LJ））。

### （3）*Jetivia v. Belta* 事件最高裁判所判決

*Safeway Stores* 事件について最高裁判所は上告を受理しなかった<sup>17)</sup>。

ただし、反トラスト法違反に関するものではないが、2015年の*Jetivia v. Belta* 事件最高裁判所判決<sup>18)</sup>において、判事らは *Safeway Stores* 事件控訴院判決の判示に対して見解を表明した<sup>19)</sup>。このことから、最高裁判所が、将来、この争点について判決を下す場合には、*Safeway Stores* 事件判決を覆すことを検討する可能性があると見られている（Robertson 2015, 326）。

すなわち、*Toulson* 卿と *Hodge* 卿は、*Safeway Stores* 事件控訴院判決の主な論拠に対して反対の見解を示した。彼らは、*Watts* の論文（Watts 2011, 220）においてなされた批判に同意し、反トラスト法違反に対する会社の個人的責任と、それに伴う罰金に対する個人的責任だけでは、反トラスト法違反に対する

17) Order dated 4 April 2011 <[https://supremecourt.uk/uploads/permission\\_to\\_appeal\\_april\\_2011\\_0eca25ba8c.pdf](https://supremecourt.uk/uploads/permission_to_appeal_april_2011_0eca25ba8c.pdf)>.

18) *Jetivia v Belta Ltd (in Liquidation)* [2015] UKSC 23.

19) *Jetivia* 事件では、取締役の悪意と心的状態が会社の悪意と心的状態であるとみなされるかどうか、そして、これが取締役に対して信認義務違反を理由に会社が訴訟を提起することをどのような場合に妨げることになるのかという問題が取り上げられた。

罰金の求償を会社が取締役に対して行使することが禁じられる理由を説明できないとした。そのような請求権の制限には政策上の理由が必要であるとしつつ<sup>20)</sup>、*Toulson* 卿と *Hodge* 卿は、法令の性質とその有効性を確保する必要性が、*Safeway* 事件でなされたような請求を企業がすることを許さない政策上の理由となる場合があるかもしれないとしたが、*Safeway Stores* 事件控訴院判決において *Pill* 判事が示した理由については、「*Safeway* の主張を退けた理由は妥当であった可能性があり、われわれは当該決定の是非について意見を表明しない」と述べた（[162]）。

他方、まず、*Mance* 卿は *Toulson* 卿及び *Hodge* 卿の見解に共感を示したもの、「その正しさについての判断は、十分な議論を経て、後日行うべきである」とするにとどめた（[52]）。また、*Sumption* 卿は、*Safeway Stores* 事件控訴院判決について、1998年競争法が定める「制定法上のスキームには、控訴院の判断において決定的であった特異性があり、すなわち当該犯罪は直接責任を負う個人によって犯されることが不可能であった。同法は禁止事項及びそれに伴う罰則を会社のみに課した。これにより、違反行為は会社に対して帰属させ、被告に対しては帰属させないことが必要であると判断された。この根拠に基づき、義務違反の例外を適用して被告からの罰金回収を認めることは、法定の枠組みと矛盾すると判断された。この判決は、より一般的に適用されるいかなる主張の根拠ともならない」（圈点一筆者）と指摘した（[83]）。さらに、*Neuberger* 卿（*Clarke* 卿及び *Carnwath* 卿が同調）は、「控訴院が当該事案（*Safeway Stores* 事件—筆者）において正しい結論に達していないことを納得させるには、相当の努力が必要であろう。しかしながら、本上告審において、当該判決が正当であったか否か、また正当であった場合、多数意見の理由付けと *Pill* 判事の理由付けのどちらが正しいかについて、最終的な見解を示すことは適切ではないと考える。そのような結論に至る必要はなく、当審においてこれらの点は詳

---

20) *Jetivia v Bilita Ltd* (in Liquidation) [2015] UKSC 23 [159]–[161] (Lord Toulson and Lord Hodge).

細に論じられておらず、実際、ほとんど触れられてもいないのである」とした（[31]）。

### 3 ドイツ

競争法違反に基づき会社が納付した罰金相当額について業務執行者に対して求償することができるかどうかについて、裁判例及び学説<sup>21)</sup>において、最も多くの蓄積を有する国がドイツであることについては疑う余地がなさそうである。

株式法第93条第2項は、任務を懈怠した取締役員は、その行為から生じた損害について、会社に対し連帶して賠償責任を負うと定めている。同様に、有限会社法第43条は、業務執行者は、慎重な経営者として正当な注意をもって会社の業務を遂行しなければならないと定め、義務に違反した業務執行者は、会社に生じた損害について連帶して賠償責任を負うと定めている。

#### (1) *Villeroy & Boch* 事件判決

2010年に、欧州委員会は、*Villeroy & Boch* グループの親会社である *Villeroy & Boch* 株式会社に対し、価格カルテルを理由に約7,000万ユーロの罰金を科した<sup>22)</sup>。そこで、会社は元代表者を相手取って、欧州委員会によって科された罰金及び弁護士費用の一部の賠償を求めて訴えを提起した。

ザールブリュッケン地方裁判所は、時効が成立していると判断し、請求を棄却したが、時効が成立していないとしても、罰金については求償することはできず、弁護士費用についても少なくとも疑わしいとした<sup>23)</sup>。すなわち、少なくとも、カルテルに対する罰金の求償は、EU機能条約第101条及び第105条の有用性（*effet utile*）を損なうものであるとした。欧州委員会は、EU規則

21) 雑誌論文はもちろんのこと、筆者が入手できた、このテーマを取り上げた比較的最近の博士論文として、Erfurth 2020 : Degner, 2021 : Braun 2021 : Leclerc 2022などがある。

22) Bathroom Fittings and Fixtures (Case COMP/39092) [2010] OJ C 348/12.

23) LG Saarbrücken 15.9.2020, 7 HK O 6/16 Vorstandsgress, Rn. 149-151 (juris).

1/2003<sup>24)</sup>の枠組みの中で、カルテルに対する公法上の法執行をなすものであるが、欧州委員会が科す罰金は、十分な抑止効果をもたらさなければならず、その枠組みの中で、カルテルに対する罰金は、企業に対する抑止効果の重要な要素となっている。株式法は、会社の取締役会構成員の責任に関しては国内法であるものの、いわゆる欧州法の一般規則である非差別と有用性の維持<sup>25)</sup>と矛盾してはならない。ところが、EU 機能条約第101条及び第105条は、罰金の求償可能性によってその有用性が損なわれることになる。なぜなら、欧州法の規定に基づいて罰金を科される企業が、EU 機能条約第101条の対象者ではない取締役会構成員に罰金の一部を転嫁することができ、D&O 保険の保険会社にも転嫁される危険性が生ずることになるからである。控訴審であるザールブリュッケン上級地方裁判所も時効を理由に請求棄却を支持したが、求償の可能性に関しては地方裁判所は「尊重に値する根拠 (beachtlichen Gründen) をもって否定した」と評するにとどまった<sup>26)</sup>。

## (2) Thyssenkrupp 事件判決

連邦カルテル庁が、鉄道カルテルに参加したとして、*ThyssenKrupp GfT Gleistechnik* 有限会社に対して罰金を科したため<sup>27)</sup>、同社は、元業務執行者に対して、当該罰金相当額の損害賠償を求めて訴を提起した。デュッセルドルフ地方労働裁判所は、求償の可能性を一般論として否定し、請求を棄却した。その主たる理由は、求償を認めると、競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen) 違反に対する罰金の制裁効果が損なわれるというものであった。すなわち、そのような罰金の目的は、企業に適切な管理を促

24) Council Regulation (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty, OJ L 1, 4.1.2003, p. 1.

25) Judgment of the Court (Fifth Chamber) of 21 September 1983. *Deutsche Milchkontor GmbH and others v Federal Republic of Germany*. Joined cases 205 to 215/82. European Court Reports 1983-02633. ECLI:EU:C:1983:233.

26) OLG Saarbrücken 16.2.2022, 1 U 114/20, S. 28.

し、適切な管理を行うよう促すことであり<sup>28)</sup>、企業に課される罰金は、企業が経営陣を十分に監視していなかったという暗黙の判断に基づいていることが指摘された。そして、EU法であれドイツ法であれ、競争制限禁止法違反に対する罰金はまさにこの種の制裁効果を意図していると述べ、この制裁効果は、企業がその代理人に罰金を転嫁することが阻止された場合にのみ実現する、企業が最終的に罰金を負担する場合にのみ、競争制限禁止法が罰金を定めていることの目的は達成されたとした（Rn.166（juris））。「ある法制度が企業に対する刑罰または少なくとも罰金を規定している場合には、その前提には、企業が刑罰を受ける可能性があるという考え方がある。企業に対する罰金の賦課も、有罪の原則に基づいている（BVerfG vom 25.10.1966 – 2 BvR 506/63；Heuking/von Coelln BB 2014, 3016）。特に、法人に対しても、個別の刑罰及び制裁の決定という原則を考慮に入れる必要がある（EuGH, 10.04.2014 – C-231 bis 233/11 P）。このような背景から、自然人に適用される原則は、内部関係における求償の可能性の問題についても、制裁を受けた企業にも適用されるのが当然である。なぜなら、企業に対する罰金も、企業自体に打撃を与えることを明確に目的としているからである（Mitsch in : KarlsruherKomm-OwiG § 17 [現在は Mitsch 2025—筆者] Rn.11）。そこにある非難は、機関に対する不十分な監督という形で組織的な過失があるというものである。企業と企業経営者は、目に見える損失によって適切な監督を行うよう促されるべきである。企業は責任を逃れることができないようにすべきである。しかし、内部責任の範囲内で、

---

27) 連邦カルテル庁は罰金支払命令を公表しておらず、この事件についても 2012 年 7 月 5 日付及び 2013 年 7 月 23 日付でプレスリリース（<[https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2012/05\\_07\\_2012\\_Schienenkartell.html?nn=3591568](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2012/05_07_2012_Schienenkartell.html?nn=3591568)> ; <[https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2013/23\\_07\\_2013\\_Schienen.html?nn=3591568](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2013/23_07_2013_Schienen.html?nn=3591568)>）のみを発していた。これらのプレスリリースでは、連邦カルテル庁が EU 機能条約 101 条違反を認定していたかどうかは明らかにされていないが、後続訴訟の判決（BGH 13.4.2021, KZR 96/18, Rn. 10）から、そのよう認定していたことが明らかである。

28) LAG Düsseldorf 20.1.2015, 16 Sa 459/14, Rn. 165 (juris).

企業がその企業のために行動した人物に罰金を転嫁することができれば、責任を逃れることができることになる」というのである（Rn.167）。

もっとも、控訴されたところ、連邦労働裁判所は、競争制限禁止法違反に対する罰金の賠償請求に関する事件の審理は労働裁判所ではなく通常の民事裁判所が管轄権を有するとして、判決を破棄した<sup>29)</sup>。

### (3) ステンレス鋼製造会社事件判決

連邦カルテル庁は、ステンレス鋼などの材料を冷間成形して形材、帶鋼、その他の半製品を製造する企業グループ<sup>30)</sup>に属する企業の元取締役が鉄鋼メーカー間の価格カルテル維持に加担していたと事実認定した上で、EU機能条約第101条及びドイツの競争制限禁止法第1条に違反していると判断し、当該元取締役と当該企業に罰金を科した。そこで、当該企業<sup>31)</sup>は当該元取締役に対して、競争制限禁止法違反の罰金として支払った額の支払いを求めた。

*Thyssenkrupp* 事件についてのデュッセルドルフ地方労働裁判所判決（上述(2)）と同様、デュッセルドルフ地方裁判所は、有限会社法第43条第2項に基づく業務執行者の責任には、連邦カルテル庁が会社に対して科した罰金相当額の支払いは含まれないとの判断を示した<sup>32)</sup>。

デュッセルドルフ上級地方裁判所も罰金相当額の業務執行者に対する損害賠償請求を棄却した<sup>33)</sup>。すなわち、会社が業務執行者に対し競争制限禁止法違反

29) BAG 29.6.2017, 8 AZR 189/15. この結果、この事件は管轄権を有する地方裁判所に移送されたが、当事者間で和解が成立し、地方裁判所による判断は示されなかった。なお、D&O保険の保険者は、会社の請求額の10%に満たない額を支払ったとのことである（Albert 2022）。

30) 判決では X.-Gruppe と仮名処理されている。

31) 原告1は当該グループの運営会社であり、その株式は持株会社である原告2が保有している。被告は1998年から2015年まで原告2の取締役を務め、2003年以降は取締役会長を務めていた。同時に、1998年から2015年まで原告1の業務執行者も兼任していた。

32) LG Düsseldorf 10.12.2021 - 37 O 66/20 (Kart), Rn.86 (juris).

33) OLG Düsseldorf 27.7.2023, 6 U 1/22 (Kart).

による罰金を求償することを認めると、それは罰金の制裁目的を損なうことになる、会社に科される競争制限禁止法違反の罰金は、業務執行者の法律違反によって不法に得られた利益を会社から剥奪すること、会社の財産をそれだけ減少させることを目的とするものであり、これは競争制限禁止法違反の防止において重要な要素の一つであることが根拠とされた。会社が罰金を業務執行者に転嫁できれば、このメカニズムは損なわれることになると指摘された。役員賠償責任保険の保険者が会社に科された罰金を最終的に負担するのであれば<sup>34)</sup>、会社に対する罰金の制裁効果は完全に無効化されるであろうし、経営者は、その個人に科される罰金など、他のメカニズムを通じて制裁を受けることになる」と指摘した（Rn 201-204 (juris)）。

なお、連邦最高裁判所に上告されたが、連邦最高裁判所は現在、手続きを中止して、欧州司法裁判所に判断を求めている<sup>35)</sup>。

#### (4) 学説

秩序違反法第30条及び競争制限禁止法81条以下に基づく団体に対する制裁に関連する目的は、資本会社がその業務執行者に対して、当該会社が受けた制裁（罰金）を求償することを否定するものではないという見解が多数説であるようである（Thole 2009, 532-533 ; Koch 2011, 333-334 ; Fleischer 2014, 345 ; Blaurock 2014, 114-115 ; Bayer/Scholz 2015, 449-456 ; Hopt/Roth 2015, Rn.

34) なお、本件において、原告2は、被告の利益のために、参加人（保険会社）と2,500万ユーロの保険金額による役員賠償責任保険を締結していたが、保険契約の規定によれば、保険の補償範囲は、被保険者の故意の義務違反による損害賠償請求ならびに被保険者個人に課せられた契約上の違約金、罰金及び制裁金には及ばない。保険会社は当初、競争制限禁止法に対する故意かつ認識ある違反（wissentliche Pflichtverletzung）に対して科された罰金は保険の対象外であるとして、保険金支払いを拒否していた。しかし、フランクフルト地方裁判所は、被告が保険約款上の「認識ある」行為に該当しないと判断し、保険会社に対し保険金支払いを命じた。この点に関して、フランクフルト地方裁判所は適用される競争制限禁止法の複雑性を強調し、当該業務執行者が法的誤りを犯した可能性があり、自身の行為が合法であると信じる権利を有していたとした（LG Frankfurt 20.1.2023, 2-08 O 313/20）。

35) BGH, Beschluss vom 11.02.2025 - KZR 74/23.

419 ; Kersting 2016 ; Stancke 2018, Rn. 1316 ; Mühlhoff 2020, Rn. 9 ; Sailer-Coceani 2020, Rn. 37 ; Nietsch 2020, 69–78 ; Drescher 2021, 91 ; Degner 2021, 75 ; Spindler 2023, 211–213 ; Fleischer 2023, Rn. 322 ; Nietsch 2024, 474–475 ; Koch 2024, Rn. 88 ; Kersting/May 2024a und 2024b ; Pöschke 2025, Rn. 309.4 ; Fleischer 2025, Rn. 259–265)<sup>36)</sup>。また、有限会社法第43条第2項及び株式法第93条第2項の文言にはそのような制限は規定されておらず、競争法上の団体罰の目的から見て、目的論的な制限は必ずしも必要ではないとする。すなわち、罰金によって追求される公的制裁法の目的は、企業に対する罰金の賦課によって完全に達成される。したがって、団体内部におけるこの財産的損失の配分及び内部求償の許容性に関する問題は、民事法及び会社法の規定のみに基づいて判断される。これらの規定は、機関が法令を遵守した経営を行い、ひいて競争制限禁止法における禁止事項も遵守するよう促すことを目的としている。有限会社法第43条第2項または株式法第93条第2項に基づく求償が許されず、業務執行者が、競争制限禁止法に基づく罰金によって会社に生じた損害について、個人的に責任を問われることを予想する必要がないとすれば、求償によって業務執行者の行為が規律されることが期待できることになる。もっとも、会社は罰金の懲罰的部分のみについて請求することができ、利益の没収に相当する部分は請求できない、会社が得た利益を超える部分について請求することができるという解釈が広く受け入れられている (Zimmermann 2008 ; Fleischer 2023, Rn. 320 ; Koch 2024, Rn. 88 ; Pöschke 2025, Rn. 309.4 ; Fleischer 2025, Rn. 264)。また、違法に得た利益を会社が保持することを許されるべきではないという前提の下に、会社は、機関に対して請求する損害の額について、カルテルによる不利益が全体としての利益を上回っていることを証明しなければならないという見解も示されている (Kersting 2016, 1273–1275)。さらに、会社は全額の損害賠償を取締役員に対して常に求めることができるわけでなく、取

---

36) Monopolkommission 2024, Rn. 349 も求償できるという見解をとっている。もっとも、カルテルによる利益が会社に残るような求償は許されないとする (Rn.350–351)。

締役員に対する誠実義務と注意義務に基づき、任務懈怠の深刻さや報酬額も踏まえて、求償に適切な制限が加えられなければならないと主張されている (Fleischer 2008 ; Bayer 2009, 97–98 ; Hopt/Roth 2014, Rn. 419 ; Bayer/Scholz 2015 ; Pöschke 2025, Rn. 309.4 ; Spindler 2023, Rn. 211–213)。損害に対する内部的求償についての労働法の原則に基づいて、取締役及び役員の責任を軽減する可能性も指摘されている (Lotze 2014, 168 ; Hopt 2013, 1804など)。以上に加えて、競争制限禁止法 81c 条が定める罰金は法人と自然人とは異なることに着目し、自然人に適用される罰金の上限額である 100 万ユーロが求償請求の上限となるべきであるという見解もある (ArbG Essen, Urteil vom 19.12.2013, 1 Ca 657/13, NZKart 2014, 193, 195)。

他方、有限会社法第43条第2項及び株式法第93条第2項第1文は、企業に対して課せられた団体罰金について、その返還請求を認めないという制限的な解釈がされるべきであるという見解も有力である (Dreher 2006, 103–106 ; Mertens/Cahn 2010, Rn. 56 ; Lotze 2014, 167 ; Bachmann 2015, 911 ; Ackermann 2015, 560–561 ; Lotze/Smolinski 2015, 254–256 ; Thomas 2015, 1409 ; Dreher 2015, 781 ; Grunewald 2016, 1121 ; Thomas 2017, 596 ; Bürger 2017, 630 ; Labusga 2017, 394 ; Bunte 2018, 123–126 ; Baur/Holle 2018, 459 ; Ost 2018, 589 ; Erfurth 2020, 248–262 ; Verse 2022, Rn. 310–314 ; Leclerc 2022, 223–230 ; Wils 2023, 588–589 ; Friedl 2023, 439–443 ; Beck 2023, 654)。そうしないと、団体に対する制裁の目的が損なわれることになるという理由に基づく目的論的縮小解釈<sup>37)</sup>である。すなわち、法律違反に対して罰金を科すことで企業に不利益を与えるという制裁の目的、及び、違反によって得られた利益を罰金によって剥奪するという目的は、いずれも、会社が罰金を業務執行者に転嫁でき、業務執行者に対する請求が業務執行者のために締結された D&O 保険によってカバーされる場合には達成できなくなるのである。秩序違反法第9条に基づく業務執行者に対する個人的制裁が存在すること及び法人と業務執行者とでは異なる罰金上限額が定められていることを考慮すると、法人に対する制裁は、主に企業の資産に不利益を与えることを目的としているということ

ができ、これは、評価の矛盾を避けるため、民事法において留意すべき点であるという。さらに、罰金が有する抑止力も低下するから、罰金によって意図される財産的損害を業務執行者に転嫁することは、EU法にも反するとも主張されている。

## (5) 立法的対応の不存在

(1)から(3)までで見たような裁判例は存在するものの（ただし、ドルトムント地方裁判所2023年6月21日判決（8 O 5/22（Kart））は、企業の実際の行為主体は業務執行者であるから、求償を認めて、制裁と民事法とは分離されており、企業に対する罰金の十分な抑止効果と予防的効果は依然として維持されるとして、カルテル企業に対する罰金は業務執行者が負担すべきであるとの判断を示した）、連邦最高裁判所は一般論として罰金の転嫁可能性を認めており<sup>38)</sup>、かつ、立法者はそれを制限するような提案を行ってこなかった。

有限会社法第43条、株式法第93条及びドイツ国内法のその他の規定のいずれにも、秩序違反法第30条及び競争制限禁止法第81条以下に基づき会社に課せられた罰金によって会社に生じた損害の賠償を求める会社の請求権を制限する規定は設けられていない。当該法律に基づいて団体に課せられた制裁及び法

37) 目的論的縮小解釈による司法上の法の発展は、認められた解釈方法の一つである（BVerfG, Beschluss vom 26. September 2011 – 2 BvR 2216/06, BVerfGK 19, 89 Rn. 57 ; BGH, Beschluss vom 7. Dezember 2021 – EnVR 6/21, WM 2023, 630 Rn. 48）法律の意図に反する不完全性を前提として、目的論的縮小解釈の可能性は規定の文言がその規範的目的から見て広すぎる場合に検討される。そのような不備が存在するかどうかは、法律の立場及びその基礎となる規制意図から判断される（BGH, Urteile vom 30. September 2014 – XI ZR 168/13, BGHZ 202, 302 Rn. 13 ; vom 7. April 2021 – VIII ZR 49/19, NJW 2021, 2281 Rn. 36 ; vom 21. Februar 2022 – VIa ZR 8/21, BGHZ 233, 16 Rn. 57 ; Beschluss vom 4. September 2024 – IV ZB 37/23, BGHZ 241, 158 Rn. 19）。その際、法秩序の統一性と評価上の矛盾を解消するため、関連規定の全体的な文脈を考慮する必要があり、それは無制限の適用に反対する理由となり得る（BVerfG, Beschlüsse vom 7. April 1997, 2230 [juris Rn. 15] ; vom 6. Juli 2010 – 2 BvR 2661/06, BVerfGE 126, 286 Rn. 64 ; vom 31. Oktober 2016 – 1 BvR 871/13, WM 2017, 154 Rn. 22）。

的結果について、意思決定者または従業員に対する求償を排除する規定である、オーストリアの団体刑事責任法（Verbandverantwortlichkeitsgesetz）第11条に類似した規定はドイツ法では設けられていない。また、最終的には法律として成立しなかった2020年の団体制裁法案も、同法で規定されている罰の民事上の転嫁を禁止する内容を有していなかった<sup>39)</sup>。

なお、筆者の調査した限りでは、有限会社法及び株式法の立法資料には、特定の損害、とりわけ、秩序違反法第30条及び競争制限禁止法第81条以下に基づき会社に課せられた罰金によって会社に生じた損害が規定の適用範囲から除外されていることを示す記載は見あたらない<sup>40)</sup>。

#### 4 オランダ

学説では、反トラスト法に基づいて会社に科された罰金を取締役やその他の事実上の経営幹部に求償する可能性について、さまざまな観点から検討が加え

38) たしかに、犯罪または行政法規違反を犯した者は、その意味及び目的に従って、自身に対して課せられた制裁を自ら負担し、したがって、自身に課せられた罰金または過料も自身の財産から支払う義務がある。しかし、連邦最高裁判所の判例によれば、それだけでは、そのような財産上の不利益について第三者に対する賠償請求権が排除されるわけではない。罰金刑は、科された罰金の支払いが履行されるものであり、罰金の転嫁については、民事法上の一般原則から賠償請求権が生じるかどうかが重要な要素となる（BGH, Urteile vom 31. Januar 1957 – II ZR 41/56, BGHZ 23, 222, [juris Rn. 12] ; vom 14. November 1996 – IX ZR 215/95, NJW 1997, 518 [juris Rn. 13] ; vom 15. April 2010 – IX ZR 189/09, VersR 2011, 132 Rn. 8）。その場合、その請求は、経済政策上の目的を実現するための規定に対する違反により課せられた罰の転嫁を内容とするものであることを理由に、排除されるものではない（BGHZ 23, 222 [juris Rn. 12] 参照）。したがって、民事法上の規定により許容される国家の制裁の転嫁は、原則として、法秩序が嫌う評価の矛盾をもたらすものではない。したがって、顧客が自己に科された罰金相当額の支払を求める、助言者に対する民事上の損害賠償請求は排除されないというのが判例（BGHZ 23, 222 [juris Rn. 12] ; NJW 1997, 518 [juris Rn. 13] ; VersR 2011, 132 Rn. 7）である。

39) Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der Integrität in der Wirtschaft vom 21. Oktober 2020, BT-Drucks. 19/23568 を参照。

40) 求償を認める論者からは、適切な責任制限は立法府のみが行うことができると主張されている（cf. Bayer/ Scholz, 2015）。

られてきた (Bekkum 2013 ; Roth 2013 ; Slotboon 2013 ; Sluijs en van Osch 2016)。

民法典第2編第9条<sup>41)</sup>に基づき、取締役は、重大な非難を受ける場合にのみ ('ernstig verwijt'-maatstaf)、法人に対して責任を負うと解されている<sup>42)</sup>。重大な非難を認めるための高いハードルを考慮すると、法令違反への関与が必ずしも取締役の重大な非難可能性を意味するわけではない。民法典第2編第9条が、取締役が会社に対する責任を負う場合を限定的に定めているのは、取締役の責任追及の可能性を限定することで、取締役が防衛的な考慮によって望ましくないほど行動に影響されることを防ぐためである (Schouten 2020, 232)。取締役が法律を遵守せず、その行為の結果として法人に罰金が科せられた場合、その取締役は法人に対して責任を問われる可能性がある (Helstone 2023, 479)。

*Heiploeg* 事件<sup>43)</sup>では、北オランダ地方裁判所が、反トラスト法違反の罰金について元取締役が責任を負うとの判断を示し<sup>44)</sup>、アーネム＝レーワールワルデン控訴裁判所はこの判断を是認した<sup>45)</sup>。すなわち、被告取締役は、(罰金対象

#### 41) 取締役の職務執行及び責任

1. 各取締役は、自己に付託された職務の適正な執行について法人に対し責任を負う。法律または定款により他の一人または複数取締役に付託されていない取締役の職務は、すべて取締役の職務（任務）に属する。
2. 各取締役は、業務の全般的な遂行について責任を負う。他の取締役に割り当てられた職務に関しても、その不適切な職務遂行について重大な責めを負わず、かつ当該不適切な職務遂行の結果を回避するための措置を怠らなかった場合を除き、取締役は不適切な職務遂行の全結果について責任を負う。

42) *Staleman/Van de Ven* 事件判決 (HR 10 januari 1997, NJ (Nederlandse Jurisprudentie) 1997/360, m.nt. Maeijer) 参照。

43) 2013年、欧州委員会は北海エビカルテルに参加したことを理由として4社に罰金を科し (Shrimps (Case AT.39633) [2014] OJ C 453/16)、*Heiploeg* 社に科された罰金は約2,700万ユーロに上った。2014年に、*Heiploeg* 社が破産した際に、その破産管財人は、複数の元取締役及び監査役に対し損害賠償を請求し、ほとんどの取締役は管財人と和解したが、1名の取締役は和解に応じなかつたため、裁判所に提訴された。

44) Rechtbank Noord-Nederland 23.9.2020, Gerald Willem Breuker, ECLI:NL:RBNNE:2020:3292. See Beetstra / Van De Sanden 2020.

45) Gerechtshof Arnhem-Leeuwarden 6.12.2022, ECLI:NL:GHARL:2022:10497. 被告は、この決定に対して、最高裁判所に上告したが、間もなく和解したことである。

となった）価格カルテルの運営に直接関与し、会社に対する義務に違反していたとされ、民法典第2編第9条に基づく取締役の責任に基づく請求が認められ、元取締役は約1,300万ユーロの損害賠償責任を負うとされた<sup>46)</sup>。控訴裁判所は、民法典第2編第9条は、取締役の重大な非難可能な行為による有害な結果から会社を保護することを目的とすることを前提としており<sup>47)</sup>、価格協定の締結は、取締役が、それによって会社（禁止行為が発覚した場合の罰金という形で）が損害を被ることを承知の上で、故意に法律に違反したことから、明らかにこれに該当すると判断した。

*Helstone* は、元取締役が禁止されている価格協定に個人的に関与していたことは、民法典第2編第9条でいう「重大な非難」に相当すると合理的に判断できるから、この裁判において、民法典第2編第9条の適用が認められたことは驚くべきことではないと評価している（*Helstone* 2023, 480）。

控訴裁判所において、被告は、ドイツのザールブリュッケン地方裁判所の *Villeroy & Boch* 事件判決（上述3(1)）に依拠して、責任を負わせることによって、罰金の本来が効果を損なわれると主張したが<sup>48)</sup>、裁判所はこの主張を退けた。もっとも、裁判所は、本件においては、会社が破産したため、元取締役に対する請求によって利益を得るのは債権者のみであり、会社自身ではないという点で *Villeroy & Boch* 事件と本件とは異なるしつつ<sup>49)</sup>、取締役が会社に対して責任を負うことによって会社の罰金支払義務が免除されるわけではないと指

46) なお、当該取締役のD&O保険を引き受けていた会社は、保険金支払い請求が遅れて提出されたため、保険金支払義務はないと主張し（See Rechtbank Noord-Nederland 23.9.2020, r.o. 4.2；Gerechtshof Arnhem-Leeuwarden 6.12.2022, r.o. 6.8.）、また保険契約において、保険事故から故意による場合が除外されていたことを理由として、支払いを拒否する権利を留保していた（Beetstra/Van De Sanden 2020, 5）という事情があった。

47) Gerechtshof Arnhem-Leeuwarden 6.12.2022, r.o. 6.2.

48) Gerechtshof Arnhem-Leeuwarden 6.12.2022, r.o. 6.4. Drijber 2017, 135 及び同論文で参照されている *Safeway Stores* 事件控訴院判決（上述2(2)）参照。

49) この点については、会社の債権者は、会社の破産の有無にかかわらず、取締役が会社に対して責任を負うことから利益を得ることができるとの批判が加えられている（Karapetian 2023, 1914, pt. 5）。

摘した<sup>50)</sup>。

さらに、アーネム＝レーワールワルデン控訴裁判所は、経営者が会社に対して損害賠償責任を負うということは、カルテルによって生じた損害について、だれでも賠償を請求できるようにする<sup>51)</sup>というEU競争法の目的に沿っていることを強調した<sup>52)</sup>。ここで、競争を制限または歪曲する可能性のある契約または行為によって生じた損失について、個人が賠償を請求できない場合にはEU機能条約第101条(1)の有用性(*effet utile*)が危険にさらされたとした、欧州司法裁判所の*Courage*事件判決<sup>53)</sup>に言及した。*Courage*事件判決において採用された法理に言及することにより、罰金を科された会社が(元)取締役に対して請求する求償権は、会社自身が独占禁止法違反の責任を負っている(取締役の行為が会社の過失を立証する)という理由で、当然に排除されるべきではないとしたのである。これは、*Courage*事件における欧州司法裁判所の見解を経営者が負う責任の領域にまで拡大解釈するものであり、*Courage*事件において

50) Gerechtshof Arnhem–Leeuwarden 6.12.2022, r.o. 6.5. See Beetstra/Van De Sande 2020, 5; Karapetian 2023, 1914, pt. 5.

51) 欧州委員会が競争法違反を認定し罰金を科した後、被害者が提起する請求を後続請求とというが、これは競争法違反による損害賠償請求に関する指令(Directive 2014/104/EU of the European Parliament and of the Council of 26 November 2014 on certain rules governing actions for damages under national law for infringements of the competition law provisions of the Member States and of the European Union, OJ L 349, 5.12.2014, p. 1)に基づいており、オランダでは民法典第6編第193k条から第6:193t条までに国内法化されているが、裁判所はこれに言及した(Gerechtshof Arnhem–Leeuwarden 6.12.2022, r.o. 6.6.)。

52) Gerechtshof Arnhem–Leeuwarden 6.12.2022, r.o. 6.5.

53) Case C-453/99 *Courage v Crehan*, ECLI:EU:C:2001:465, para 26. *Courage*事件において、欧州司法裁判所は、宿屋経営者が醸造所に対し反トラスト法違反による損害賠償を請求する権利は、彼自身がEU機能条約第101条に違反する供給契約の当事者であったという理由で、当然に否定されるべきではないことを明確にした。これにより、イングランド・ウェールズ控訴裁判所が「汚れた手(unclean hands)」の抗弁とEU機能条約第101条が反トラスト法違反の契約当事者を保護することを意図していないという推定に基づき、損害賠償請求権の排除を導き出そうとしたイングランド法の変更が必要されることとなった(*Courage v Crehan*, paras 11-12)。

採用された法理に言及していることは、控訴裁判所が、会社が破産状態にない場合でも、経営者の責任を認めた可能性があることを示唆しているという見方も示されている（Helstone 2023, 480）。ただし、*Karapetian* は、裁判所は、本件では、会社自身の利益ではなく、債権者の利益が第2編第9条に基づく請求によって守られているという事実を重視しており、破産以外の場合では状況が異なる可能性があることを示唆している。これは、裁判所が「事実上、価格協定に関与していない企業の債権者のために」行われる請求について述べている6.6項「からも明らかである」と指摘している（Karapetian 2023, 1914, pt.4）。そして、裁判所の論理には同意できるとしつつ、「債権者の利益に焦点を当てていることから、本事案においては民法典第2編第9条の基準を準用すべきではないか」という疑問が生じる。言い換えれば、債権者の利益（及び破産）が、本事案において取締役に対して民法典第2編第9条に基づく請求を行うことを正当化するものであるならば、取締役が価格協定の締結及び維持において不適切な経営を行ったかどうかを判断する際には、特に債権者の利益が中心的に考慮されるべきではないだろうか？取締役は、価格協定が発覚した場合に特に債権者が不利益を被ることを知っていたか、あるいは知るべきであったか？」と述べている（Karapetian 2023, 1914, pt.5）。

他方、オランダにおいても、取締役の会社に対する責任との関係で、会社が「フリーライダー」となる可能性が指摘されている。利益相殺が行われなかつた場合、競争法違反には「フリーライダー」問題が生じる（Van den Bergh 1993, 49）。その場合、会社は競争協定によって不当な利益を得る。会社は、競争法上の協定による利益を何年も享受し、それが発覚すると、その損害を取締役に求償することができる。これにより、会社は一切のリスクを負わないため、このような競争法上の合意における「フリーライダー」となるから（Bainbridge 2002, 272）、会社がこのような法令違反において「フリーライダー」となり、それによって不当な利益を得ている場合、取締役の会社に対する責任は生じないはずであると主張されている（Santegaeds 2017, 44）。実際、2011年に、取締役の責任を会社が追及した訴訟<sup>54)</sup>において、裁判所は実質的に利益相殺をお

こなった<sup>55)</sup>。この訴訟では、会社は取締役に対して罰金と（没収された）不法に得た利益の両方の求償を求めていたが、裁判所は、取締役に支払いを命じることによって、不法に得た利益が会社に残ることになると判断した。すなわち、利益「相殺が行われなかった場合、〔会社〕は、その取締役の職務遂行上の不適切さを理由に、その取締役を訴えた取引から、皮肉にも利益を得る結果となるだろう」(r.o. 2.30) と指摘した。

この判決をふまえて、たとえば、*Mussche* も、裁判所の判断は、正しい方向への大きな一歩であるが、利益相殺の限界として、この手法は利益が実際に実現した場合にのみ用いることができるということが挙げられ。利益が実際に実現するということは常に当てはまるわけではないとし、「たとえば、競合他社と禁止されている価格協定を結ぶ経営者を考えてみよう。彼は、発覚前の利益が発覚後のコストを上回ると予想して、このような行為を行うであろう。利益相殺がなければ、会社は常に禁止された決定から利益を得ることになる。つまり、法律違反から利益を得るか、あるいは（それ以上に）関係する取締役に損害賠償を請求することができる。しかし、利益相殺があっても、会社は不当な利益を得ていることになる。つまり、価格協定におけるフリーライダーである。なぜなら、会社は、長年にわたってカルテルの恩恵を受けるか、あるいは予想外に早期に発覚した場合、取締役に相殺後の損害を賠償させるかのいずれかを選択できるからである。会社は、いかなるリスクも負わない。会社がこの種の不当な利益を獲得することを完全に排除するためには、このような状況では、民法第2編第9条に基づく請求は、安直には認められるべきではない」と主張

54) ジャガイモ生産者の委託業者として活動していた有限会社の取締役は、石油食糧交換プログラムの一環として、イラクの国営企業にジャガイモを納入していた。契約には、納入後、会社が契約価格の10%をイラクの国営企業に返還するという違法な条項が含まれていたが、刑事訴追を回避するため、会社は検察官の取引提案に合意し、不法に得た利益は没収されたという事実があった。

55) Hof Arnhem 11 januari 2011, RF (Rechtspraak financieel recht) 2011/43, NJF (Nederlandse Jurisprudentie Feitenrechtspraak) 2011/105, JRV (Journaal ondernemingsrecht) 2011, 230. ECLI:NL:GHARN:2011:BP7398.

する（Mussche 2013, 429–430）。

また、*Karapetian* は、アーネム＝レーワールワルデン控訴「裁判所が、反カルテル法違反に関する会社自身の認識が取締役の責任問題に影響を与えるかどうかについて、一切の検討を行っていない点が注目される。もちろん、取締役がこれについて抗弁を主張しなかった可能性もある。とはいっても、これは重要な問題だと思う。会社が違反行為に同意し、それによって会社の資産が損害リスクにさらされることに同意した場合、取締役に対する請求を却下する理由になると思われる。この問題は、罰金を支払わなければならない泥棒が、その罰金を誘発者に償還しようとした事件を少し思い起こさせる。それは、同意した者には不法行為は生じない (*adagio volenti non fit iniuria*) という格言に反するであろう」とする（Karapetian 2023, 1914, pt.5)<sup>56)</sup>。

なお、*Helstone* は、民事上の責任及び法人による取締役への罰金の求償可能性は、他の公法違反にも同様に適用される、より広範な議論の継続的な主題であり、カルテル罰金に加えて、たとえばプライバシー法（データ保護庁）、金融監督法（オランダ中央銀行及び金融市场庁）、環境法（人間環境・交通検査院及びオランダ食品・商品庁）などの違反による法人への罰金も考えられ、法人（その法人が違反した規則の規制対象である場合も含む）が経営者を責任追及できる条件に関する、より根本的な問題は、少なくとも現時点ではまだ最終的に解決されていないと指摘する（Helstone 2023, 480）。

## 5 スペイン

商事会社の取締役は、その職務の遂行において、会社に対する信認義務に違反して、会社自身、社員または第三者である債権者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う（資本会社法第236条）。この責任は会社訴訟と個人訴訟という形で追及されうる。会社訴訟は、取締役がその職務に内在する義務を過失に

---

56) もっとも、取締役による故意の法令違反については、取締役が知っていたことから当然に会社が知っていたことになるわけではないと解されている（Kortmann 2013）。

より違反した行為によって会社に生じた財産上の損害を、会社が内部的に請求することを可能にする法的手段であり、個人責任訴訟は、民法典第1902条が定める一般法<sup>57)</sup>を会社法分野に具体化したものであり、社員または第三者が、その職務の遂行において、その財産に直接的な損害を与えた取締役に対して、その損害の賠償を求めることが可能とするものである（資本会社法第238条・第241条）。

このような規定を前提として、会社に対して科された罰金を会社が取締役に対し求償し、または、損害賠償請求することは原則として可能であると考えられているようである<sup>58)</sup>。競争法違反による罰金について会社の取締役に対する損害賠償を認めた裁判例はみあたらないものの、その可能性は裁判所によって抽象的には認められている（D&O 保険についての裁判例であるマドリード県裁判所 2018年6月6日判決（ECLI:ES:APM:2018:8750））。

また、他の性質の制裁（たとえば、税法違反による罰金など）の賦課によって生じた損害について、取締役の賠償責任は認められてきた（たとえば、マドリード県裁判所 2021年4月23日判決（ECLI:ES:APM:2021:16696）<sup>59)</sup>。

学説上も、求償できることが原則であると考えられている。たとえば、Paz-

57) 不法行為に関する民法典第1902条は「故意又は過失により、作為又は不作為でもって他人に損害を生じさせた者は、損害を賠償する義務を負う」と規定し、同第1903条は「前条の義務は、作為又は不作為を行った者のみならず、責任を負うべき者にも適用される。(以下略)」と定めている。

58) 2020年11月11日ジローナ県裁判所判決（ECLI:ES:APGI:2020:1813 や区分所有建物管理組合についてのポンテベドラ県裁判所 2019年2月20日判決（ECLI:ES:APPO:2019:216）も参照。

59) 競争法上の罰金の事案ではないが、被用者に対する求償につき、最高裁判所 2011年11月30日労働部判決（ECLI:ES:TS:2011:8607）は、民法典第1101条（債務不履行に基づく損害賠償責任）に基づき、特別法が適用されない限り、会社は罰金を求償できるとしている。もっとも、この判決は、最高裁判所 2007年11月14日労働部判決（ECLI:ES:TS:2007:7573）に言及して、雇用契約上の損害賠償責任はより厳格であり、被用者の落ち度または過失が深刻で、非難可能性が高く、十分な重大性を有すること（grave, cualificada o de entidad suficiente）が必要であるとしている。

*Ares* は、カルテルへの参加や支配的地位の濫用を理由として、行政当局から罰を科された企業が取締役に対して求償または損害賠償請求をするためには、取締役の責に帰すべきものである必要がある、つまり、少なくとも、会社が落ち度として処罰された違反行為が取締役に個人的に帰されるものである必要があるとする。そして、取締役は会社契約を形成する内部法、法令及び慎重な経営者としての注意の標準を遵守してその任務を遂行する必要があるが、慎重な経営者としての注意の標準との関係で外部法（財政法、労働法、環境法、競争法または自然法）の違反は位置づけられ、取締役が競争法の定めに違反して会社に損害を与えた場合には、法律・法令違反を理由として会社に責任を負うのではなく、資本会社法第236条1項に従って、職務遂行に固有の注意義務または忠実義務を遵守しなかったことにより責任を負うという考え方を示す。法律に違反したことが責任原因ではなく、過失の証拠となるにすぎない<sup>60)</sup>とする（Paz-Ares 2023, 39）。そして、会社が法的な定めを遵守しなかった場合及び場合によっては制裁を受けた場合であって、法律の不遵守が主観的には取締役に起因し、法律の不遵守と最終的に生じた損害との間に因果関係がある、すなわち、損害が客観的にそのような不遵守に起因するものであるときには、取締役は会社が被った損害について会社に対して責任を負うことになるが、違反が事前に効率的であった場合、すなわち、その時点で利益追求と会社利益の観点から取締役の行為を無謀または軽率であると株主が非難できなかった場合にはそれは否定されるとする（Paz-Ares 2023, 39）。

他方、*Paz-Ares* は、取締役に対する求償禁止は、法人に刑事的制裁または行政的制裁を課す目的が、株主が取締役の職務執行と、その法令遵守義務及び法令遵守確保義務の一部への準拠を監視するための最後の手段としてのインセンティブを確立することであると概念的に仮定し、または前提としている場合にのみ、この文脈で正当化される可能性があると指摘する。なぜなら、その場

---

60) 資本会社法第236条第1項第2文は、行為が法律または法令に反する場合は、反証がない限り、過失が推定されると規定している。

合には、株主が、法人に対する罰金や罰の賦課を引き起こしたとされる自分自身の監督義務違反の後、求償によってその罰による費用と罰金を他者に負担させることは不法な原因に基づく (*ex turpi causa*) と推測すること（推測に過ぎないが）はたしかに可能だからであるとする。もっとも、資本市場法の規定の立法趣旨を、ゲートキーパーの役割は株主ではなく取締役が果たす資本会社の組織と意思決定の構造と矛盾するようには説明できない（Navarro 2019, 203, nt.81）から、このような仮定または前提是説得力を有しないとする（Paz-Ares 2023, 28）。そして、制裁の個人責任の原則は求償を排除するものではないが、制裁の個人責任の原則の観点から、求償自体は、法人に課せられた制裁の背後にいる自然人に対する実際の影響を正当化するのに役立つと評価する（Paz-Ares 2023, 28）。

他方、*Paz-Ares* は、刑事責任または行政責任は、暫定的または比喩的にのみ法人に帰属するものであり、それは究極的かつ実際には背後にいる自然人の間で分配され、罰金または制裁の経済的費用が比例的に株主によって支払われ、かつ、代表し、重要な役割を果たし、または主導し、その他の方法で、それに関連した者が公共またはメディアの領域で道義的及び評判上の汚名を着せられることになるということを強調しなければならないと述べる（Paz-Ares 2023, 28-29)<sup>61)</sup>。

法人についてのこのような理解を前提として、*Paz-Ares* は、制裁レベルにおける法人の責任は、複雑な組織において偶然に観察される執行上のギャップを補うことを目指しており、組織内で違法行為または行政法規違反が発生した場合、適切な予防体制が確立されておらず、したがって「組織上の欠陥」が生じたと判断された場合には、その法人（場合によっては法人のみ）にも法的責任が問われるし、刑事的または行政的制裁によって会社財産に生じた損害が、損害発生を合理的に防止できたはずの措置を講ずることを悪意または過失で怠ったことによるリスクの増大の結果である場合には、損害賠償請求は正当化される、したがって、求償は、法人に科された罰金のコストを取締役へ移転または転嫁する役割を果たし、組織全体に広く帰属する刑罰の主体性の欠如と、

実際にその刑罰を受ける者（主に株主）の責任の欠如を補う役割も果たすと主張する（Paz-Ares 2023, 29）。

そして、会社のような複雑な組織では、取締役や会社財産を管理する者を監督し、管理することを株主に要求することはできず、取締役に対して会社が求償することを可能にすることによって、「求償は、民事上の手続きを通じて、組織のための判断の責任を負う自然人に対する罰則を課すことになる。このように、制裁の経済的内容を彼らに負わせるということは、その最も象徴的またはコミュニケーション的な内容も転嫁することになる（取締役の責任は客觀的なものではなく、彼らの有責または過失を認定する必要があると私は考える）。この結果、たとえ不完全であっても、求償によって株主は制裁による財産的負

- 
- 61) 法人の責任、とりわけ、いわゆる法人の刑事責任（または RPPJ [responsabilidad penal de la persona jurídica]）を拒絶する理由は、「犯罪及び刑罰の理論の基本原則に照らせば、…これは、法人を帰責の主体または帰責の中心として見なすという「現実的な偏見」の根底に関わっており、…実際には、それは単なる帰責の分配に関する規則またはメカニズムに過ぎないにもかかわらず、そう見なすことを主張しているからである。法人への帰属は暫定的または比喩的なものであり、実際には、その背後にいる自然人の間で、それを規定する規則に従って分配される。法人の犯罪及び刑罰…国籍、名誉権、表現の自由、契約上の義務、民事責任、さらには法人の所有権は、そのようなものではなく、自然人に関する特別法の法的状況を表現するための簡略化された、またはコード化された方法である」、「「刑事上の」という修飾語は、法人の場合と自然人の場合とでは内容が異なり、…それを認識しない場合には…個人の責任に固有の有責性または価値 (merecimiento) の概念を RPPJ に外挿するリスクがあり、…個人的制裁となる」、そうでない場合には「いかなるものも、その移転可能性、ひいては付保可能性を妨げるものではない。制裁の性格は、犯罪者の有責性（あるいはその行為の主観的非難可能性）と密接に関連しており、まさにそれが犯罪者を処罰に値するものとしている。しかし、このいずれも法人には当てはまらない。法人は、単純な負担配分の仕組みであり、有責ではなく、したがって刑罰を受けるべき者でもない。法人に課される罰則や制裁は、応報を目的とするのではなく、予防のみを目的とする」と主張する（Paz-Ares 2023, 27-28）。

もっとも、主流の法学説や判例、さらには2015年刑法改正法の立法趣旨説明においても否定されている考え方であるが、RPPJ は、他のあらゆる種類の法人の責任と同様に、ある程度、あるいはかなりの程度、代位責任または他者責任 (heterorresponsabilidad) の性質を持つ（Del Moral 2023, 1787-1789 ; Silva Sánchez 2021, vi-viii）と認識すればよいと Paz-Ares は主張する（Paz-Ares 2023, 27）。

担から解放され、法人に公に結びついているその他の人物（主要株主、その他の責任のない取締役、上級執行役員など）は道義的負担や汚名から解放されることになる」とし、「まさにこの理由から、私は、制裁の個人責任原則（違反行為を行った取締役に対する求償責任の可能性）を侵害するどころか、むしろその逆、すなわち法人に科される罰金や罰に内在する個人責任の欠如を経験的に緩和・軽減することに寄与すると主張する」と述べる（Paz-Ares 2023, 30）。そして、罰金などの制裁の予防的機能について、*Paz-Ares*は、求償を認めることは、「むしろ予防的機能の完全性を強化する。…求償は、法人という集団的・拡散的な領域から、各取締役という個別的・明確な領域へと抑止力を導くことに寄与し、組織内での違反行為を防止するためのより強力なインセンティブを提供する」、「いずれにせよ、このように考えることは、刑事法及び行政法の制裁秩序と民事責任の賠償秩序との区別を崩壊させるものではないことに留意すべきである。両秩序はそれぞれ独自の前提と機能を持ち、分離されたままである。制裁の経済的負担を誰が負うべきかを決定する権限は…会社法に属し、その判断は比較的単純である：法人に（制裁により）生じた損害は、取締役の故意または過失に帰せられる場合を除き、株主の負担となる（資本会社法第236条）」と指摘する（Paz-Ares 2023, 30-31）。

このように、*Paz-Ares*は、会社による取締役に対する罰金の求償を認めるが、求償できる額については以下のように述べている。

「罰金の算定は、その予防的機能に基づいて行われるため、経済的能力を考慮する必要があり、これは企業と取締役の場合では明らかに異なる。他方、賠償金の算定は、その補償的機能に基づいて行われ、それは（ほぼ）もっぱら生じた損害に依存する。…別の問題として、企業に対する罰金は、単に罰するだけでなく、違反によって得られた利益を没収または追徴するためにも算定されている。…この状況は、多くの機能不全の原因となっている。…その一つは、まさに求償の問題に投影されている。明らかに、これは没収を目的とした制裁の部分には適用されるべきではない。そうしないと、立法者が剥奪しようとした利益を会社に返還するという結果になってしまう。実務的な観点からは、罰

金のうち、制裁そのものに帰属する部分と、利益の没収・追徴に帰属する部分を区別することが問題となる。また、不道徳または公序良俗に反する違反行為という特殊なケースにおいても、取締役の行為が客観的・主観的に特に非難されるべきものであるため、補償は主張できない。不道徳な利益の返還不能性と同様の機能を果たす、不法に得られた利益の返還不能性は、まさにこの不測の事態を想定して設けられたものである」(Paz-Ares 2023, 31-32)。

また、「(取締役の)個人資産と、一定規模の企業に対する制裁金の額との不均衡は、しばしば法外なものである。取締役と会社との契約関係という性質を踏まえ、立法者が定めるべきであった補充的規制（民法典第1258条）について考察することが求められる」とし (Paz-Ares 2023, 32)、「まず、責任の補償的機能は、原則として、侵害行為の客観的な非難可能性の程度や取締役の行為の主観的な非難可能性の程度とは無関係に、損害のみに基づいて賠償額が決定されることを決定づけることを強調しなければならない。これは、契約外責任の分野では明らかである。…これは、取締役の責任が位置づけられる契約上の責任の分野では、やや不明瞭である。たしかに、ここでは、2つの是正措置が適用される。契約時に予測可能だった損害に賠償責任を限定すること（民法典第1107条I項）、及び、清算の結果、契約時に予見可能だった金額を超えた場合、裁判所がその金額を抑制すること（民法典第1103条）である。しかし、それ以上にできることはほとんどない。もちろん、その前提では、意図されているような求償の可能性を排除することはできない。少なくとも現行法上、予見可能な損害を報酬の倍数と一致させることさえ、実現可能とは思えない。企業経営の責任を引き受ける際に、自分が何にさらされるかはだれもが知っている。実際、取締役は、民事責任のリスクに対して保険をかけること（罰金は対象外だが、返還の対象となる法人に対する罰金は対象となる）を要求したり、何らかの形で責任を制限する（たとえば、報酬の倍数に制限する）ことで、自らを守る方法がある。これは、私が常々実現可能と考えてきたことであり、今日では議論の余地もほとんどない（資本市場法第230条第1項に基づく逆説的論証）。

当然のことながら、こうした保険や責任制限は、作為または不作為による故

意の法令違反に起因する損害は対象とすべきではない（民法典第1102条、資本会社法第19条及び第76条）。いずれにせよ、不均衡の問題は、求償の実現可能性の問題とはまったく別問題である。これを緩和するために講じるべき措置は、責任を排除する（せいぜい制限する）ものではなく、制裁による損害のみに適用されるものではなく、職務の遂行において会社の財産に与える可能性のあるその他のあらゆる損害にも適用される。企業が大きい場合、会社の財産に対する比較的軽微な損害が、取締役の財産にとって致命的な打撃となる可能性がある」と指摘する（Paz-Ares 2023, 32-34）。

もっとも、求償することができるとはいえ、考慮すべき点があるとするものが少なくとも多数説であるようである。たとえば、*De la Vega García*は、会社訴訟は、会社が支払った、競争法違反により第三者に生じた損害に対する賠償金や罰金の一部を、会社がその取締役から回収できる手段となるが、会社訴訟が、事実上、会社による罰金の自動的な回収手段となってはならないことに留意すべきであるとする（*De la Vega García* 2019, 1070）。

また、*Herrero Suárez*は、競争法違反は、すべての取締役に要求される注意義務及び慎重な経営者としての行動義務の違反を意味するため（Quijano 2016）、原則として、個人訴訟及び会社訴訟の両方が理論的には可能であるとし（*Herrero Suárez* 2023, 402）、会社訴訟は、競争法違反が発見され、それにより会社に制裁が課された場合に機能し、会社訴訟の目的は、支払われた罰金の回収と、そこから生じうるその他の損害（訴訟費用、評判の毀損、当該行為に起因する第三者への損害賠償など）の補償であるとし、この場合、それは求償として機能すると指摘する。ただし、会社「訴訟は、反競争的行為によって会社の資産に生じた損害を修復することを目的としたものではない。なぜなら、一般的に、こうした行為の影響は会社にとってプラスであり、利益の増加や損失の減少につながるからである。むしろ、制裁によって生じた損害を修復することを目的としている。これは、有機的帰属理論から生じうる過剰や濫用を是正する内部的な仕組みとして設定されている」と指摘する（*Herrero Suárez* 2023, 402-403)<sup>62)</sup>。そして、「職務執行中の行為について取締役個人に責任を問

う要求は、そのような行為は会社のものであるとみなすべきとする有機的帰属の理論と衝突する。再び、生じた損害が会社だけでなく取締役個人にも帰属することを正当化する事情を特定する必要がある。これらは一般規則の例外となる事情であり、したがって法的に規定されなければならない」と論ずる (Herrero Suárez 2023, 403)<sup>63)</sup>。その上で、「競争法違反に対する制裁から生じた損害について、会社が取締役に対して責任追及訴訟を提起する権利の適格性については、[損害を被った第三者が責任を追及する場合一筆者] より問題が多いように思われる」とする (Herrero Suárez 2023, 403)。

さらに、資本会社法第236条の解釈として、連合王国の *Safeway Store* 事件控訴院判決の判示はおそらくスペインにもあてはまる (...es, probablemente, también la Ley en España) という見解も示されており (Alfaro Aguila-Real 2010)、*Alfaro* は、会社が罰金を第三者に転嫁できると法令遵守体制を整備するインセンティブが減少することにより、カルテルの禁止及びその実効性に悪影響を与えることなどを根拠として、取締役に対する求償は認められないとする解釈がより穩当であると述べている (Alfaro Aguila-Real 2016)。

なお、*Rodríguez Cembellín* は、法制度が会社と違反の実質的加害者の両方に制裁を課すと規定している場合には、会社が会社訴訟の結果として罰金の額を

---

62) 他方、「個人訴訟は、取締役が関与した反競争的行為の結果として、制裁対象企業の社員や第三者、顧客、競合他社などが被った損害を補償することを目的としている。この意味で、個人訴訟は、民法典第1902条の一般的な不法行為責任訴訟と比べて、特に特別な点はない。単に、これを会社法上の枠組みに限定しているだけである。この訴訟を特徴づけ、会社法において特に言及される理由となる点は2つある。第1に、社員または第三者に直接的な損害が生じていること、第2に、その損害が取締役としての行為に起因していることである。これらの要件は、競争法違反の分野において具体化することが容易ではない。原則として、証明すべきは、取締役または経営幹部が職務の遂行において、競争法違反を構成する違法行為を行い、それによって社員または第三者（たとえば、会社の顧客や競合他社）の財産に損害を与えたという事実である」と指摘する (Herrero Suárez 2023, 403)。

63) なお、*Herrero Suárez* は「法的に定められた場合を除き、取締役は会社の保証人 (fiador) ではなく、会社の債務の保証人 (garante) ではない」という Pérez 判事の指摘 (Pérez Benítez 2016) を引用している (Herrero Suárez 2023, 403, nota 49)。

会社に支払うことを請求できることは「必要でも適切でもないと思われる」とする (Rodríguez Cembellín 2025)。

## 6 オーストリア

取締役はカルテル法違反により会社に生じた損害について会社に対して賠償する義務を負う場合がある（有限会社法第25条及び株式会社法第84条）。すなわち、会社は、代表者または従業員に対し、会社が負担したカルテル罰金、訴訟費用ならびに被害者への賠償金の支払いができるのが原則であるということになる。オーストリアと類似の法的枠組みを有するドイツにおいて、カルテル協定に積極的に関与した代表者に対してカルテル罰金を転嫁することはできないとした、上述3(2)で見たデュッセルドルフ地方労働裁判所2015年1月20日判決は、オーストリアにおいても注目されたが、オーストリアの法制度では、競争法の法執行がドイツと重要な点で異なることから、同判決の考え方はオーストリアでは適用されないというのが通説である (Leupold / Ramharter 2009, 261 ; Strasser 2017, 66 ; Kusznier 2017, 159)。すなわち、オーストリアのカルテル法 (Bundesgesetz gegen Kartelle und andere Wettbewerbsbeschränkungen (Kartellgesetz 2005)) とは異なり、ドイツの競争制限禁止法は、違反企業の代表者に対してカルテルを対する罰金を科すことを認めており (Leupold / Ramharter 2009, 261)、企業に対する罰金と個人に対する罰金の算定方法が異なる。したがって、代表者からカルテル罰金を回収することは、罰金の負担主体に関するドイツの競争当局の決定を損なうことになるが、オーストリア法の下では代表者に罰金は科されないため、競争法違反について代表者に責任を追及する選択肢を企業が有するべきであるとの見解が広く支持されている。なお、競争法の法執行に起因する損害賠償を求めて、会社が代表者を訴えることができるかについて、オーストリアの最高裁判所はまだ判断を下していない。

代表者または従業員に対して、企業が賠償請求可能な損害額については、企業が代表者や従業員に対して請求できる損害賠償額は、反競争的行為から得られる利益、すなわち、反競争的協定の結果として生じる可能性のある利

益の増加や生産コストの低下（Kusznier 2017, 159）によって損益相殺されるべきであるというのが一致した見解である（*Siehe Engin-Deniz / Kaindl 2012, 947–951*）。

また、カルテルに対する罰金は高額であるため、罰金全額を代表者に請求することは忠実義務違反と見なされる場合があり、損害賠償請求は相当な額に限定されるべきであるという考え方方が示されている（Kusznier 2017, 159）<sup>64)</sup>。

さらに、「有益な法令違反行為」、すなわち利益増加をもたらす法令違反行為は代表者の責任を生じさせるべきでないとする学説もあるが（e.g. Torggler 2009）、代表者は合法性の原則を遵守する義務を負うとし、競争法違反の場合に会社は代表者に責任を追及できるとするものもある（Leupold / Ramharter 2009）。前者の立場からは、当該行為が事前に会社にとって有益であったと証明されれば、競争法違反は代表者の責任を生じさせないと主張される。しかしこれ「有益な法令違反行為」に対する責任を認める立場からも、競争法違反が認められるすべての場合において代表者の責任を追及できるわけではないと解されている。たとえば、法的状況が不明確な場合、代理人は（法律専門家の支援を得て）徹底的な法的分析を行うことのみを求められるべきである（Leupold / Ramharter 2009, 265）。潜在的な利益が競争法違反の一定のリスクを上回る場合、そのようなリスクを伴う戦略を選択することさえ許容されることになり、この見解によれば、事後的に、競争法専門家が予想したものと異なる判断を競争当局が下した場合でも、代表者は非難されるべきではないということになる。

なお、団体刑事責任法（Verbandsverantwortlichkeitsgesetz）第11条は、当該法律により団体に課される制裁や法的結果については、意思決定者（代表者や取締役はこれに含まれる）や従業員に対する責任を問うことができないと定めているが、この規定は、EU またはオーストリアのカルテル法の下で科され

---

64) なお、従業員が過失により雇用主に損害を与えた場合、裁判官は従業員が雇用主に弁償すべき金額を減額する裁量権を有すると定める、従業員賠償責任法（Dienstnehmerhaftpflichtgesetz）第2条はこのような考え方を反映しているが、この規定は取締役には適用されない（*Siehe Reich-Rohrwig 2015, Rn.47*）。

た罰金に対して適用されるものではない (Leclerc 2022, 181–183 及びそこで引用されている文献参照)。そこで、学説上、この条項は EU またはオーストリアのカルテル法の下で科された罰金にも類推適用されるべきであるとする見解 (Madari 2021, 19–20 など参照) と類推適用は認められないとする見解 (Steiner, 2023, 25–29 など参照) とに分かれているが、この点について判断を示した裁判例はみあたらない。

## 参考文献

- Ackermann, T. (2015) Unternehmenssteuerung durch finanzielle Sanktionen, *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht*, 179 (5) : 538–562.
- Albert, Ch. (2022) *D&O-Versicherer zahlen für Verstöße bei Thyssenkrupp – ein bisschen* (Juve, 14.2.2022) <<https://www.juve.de/verfahren/do-versicherer-zahlen-fuer-verstoesse-bei-thyssenkrupp-ein-bisschen/>>.
- Alfaro Aguila-Real, J. (2010) ¿No cabe el regreso de la sociedad contra sus administradores por la cuantía de las sanciones pagadas por la primera por haber participado en un cártel?, *Derecho mercantile*, entrada de 21-12-2010 <<https://derechomercantilespana.blogspot.com/2010/12/no-cabe-el-regreso-de-la-sociedad.html>>.
- Alfaro Aguila-Real, J. (2016) ¿Por qué no puede regresar la sociedad contra el administrador exigiéndole el reembolso de las multas por cártel?, *Derecho mercantile*, entrada de 29-11-2016 <<https://derechomercantilespana.blogspot.com/2016/11/por-que-no-puede-regresar-la-sociedad.html#more>>.
- Alfaro Aguila-Real, J. (2025) Paz-Ares sobre el regreso de la sociedad contra el administrador por las sanciones administrativas, *Derecho mercantile*, entrada de 19-02-2025 <<https://derechomercantilespana.blogspot.com/2025/02/paz-ares-sobre-el-regreso-de-la.html>>.
- Armbrüster, Ch. (2020) § 108 D&O-Versicherung, in : Born, M./ N. Ghassemi-Tabar/ B. Gehle (hrsg.), *Münchener Handbuch des Gesellschaftsrechts*, Bd. 7, 6. Aufl., C.H.Beck : 2067–2121.
- Bachmann, G. (2015) Zur Haftung eines Geschäftsführers für Kartellbußen des Unternehmens (LAG Düsseldorf, Teilurteil vom 20. 1. 2015 – 16 Sa 459 14), *Der Betriebsberater*, 70 (16) : 907–911.
- Bainbridge, S.M. (2002) *Corporation law and economics*, Foundation Press.
- Baur, A./ M. Holle, (2018) Bußgeldregress im Kapitalgesellschaftsrecht nach der (Nicht-) Entscheidung des BAG, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 39 (10), 459–467.
- Bayer, W. (2009) Legalitätspflicht der Unternehmensleitung, nützliche Gesetzesverstöße und Regress bei verhängten Sanktionen – dargestellt am Beispiel von Kartellverstößen –, in :

- Bitter, G. et al. (hrsg.), *Festschrift für Karsten Schmidt zum 70. Geburtstag*, Otto Schmidt : 85 –103.
- Bayer, W./ Ph. Scholz (2015) Zulässigkeit und Grenzen des Kartellbußgeldregresses. Zugleich Kommentar zu LAG Düsseldorf vom 20.01.2015 – 16 Sa 459/14, *GmbH-Rundschau*, 106 (9) : 449–456.
- Bayer, W./ Ph. Scholz (2025). § 43 GmbHG, in : Lieder, J./B. Schaub/U. Schmidt/J. Vetter (hrsg.), *beck-online Großkommentar zum GmbH-Gesetz*, Stand : 15.01.2025, C.H. Beck.
- Beck, D. (2020), Regressansprüche der Gesellschaft und D&O Versicherungen, in : Rübenstahl, M./A. Hahn/Ph. Voet van Vormizeele (hrsg.), *Kartell Compliance*, C.F. Müller : 629–664.
- Beck, D. (2023), Keine Organhaftung für Kartellbußgelder... oder etwa doch?, *Neue Zeitschrift für Kartellrecht*, 11 (12) 654–659.
- Beetstra, T. / M. Van De Sanden (2020) The Dutch District Court of Noord-Nederland Holds a Former Director Personally Liable for the North Sea Shrimps Cartel (Gerard Willem Breuker), *Concurrences*, N°97360 (September 2020).
- Behrens, S. (2020) *Gleiss-Mandantin Villero & Boch bleibt auf Kartellstrafen sitzen* (Juve, 20.11.2020) <<https://www.juve.de/verfahren/ex-vorstand-haftet-nicht-gleiss-mandantin-villeroy-boch-bleibt-auf-kartellstrafen-sitzen/>>.
- Biermann, J. (2024) Vor § 81 GWB, in : Immenga/Mestmäcker, *Wettbewerbsrecht*, 7. Aufl., C.H.Beck : 2221–2356.
- Binder, U./ J. Kraayvanger (2015) Regress der Kapitalgesellschaft bei der Geschäftsleitung für gegen das Unternehmen verhängte Geldbußen, *Der Betriebsberater*, 70 (21) : 1219–1230.
- Blaurock, U. (2014) Kartellbußgeldhaftung und gesellschaftsrechtlicher Rückgriff, in : Büscher, W./ W. Erdmann/ M. Haedicke/ H. Köhler/ M. Loschelder (hrsg.) *Festschrift für Joachim Bornkamm zum 65. Geburtstag*, C.H.Beck : 107–120.
- Braun, R. (2021) *Die Regressfähigkeit von monetären Disziplinarmitteln unter dem Gesichtspunkt einer Zweckverfehlung. Herleitung eines allgemeingültigen Ansatzes anhand von Untersuchungen des Verbands-, Kartell- und Datenschutzrechts*, Peter Lang.
- Bürger, S. (2017) Geldbußen gegen Unternehmen im deutschen Kartellrecht – quo vadis?, *Neue Zeitschrift für Kartellrecht*, 5 (12) : 624–629.
- Bunte, H.-J. (2018) Regress gegen Mitarbeiter bei kartellrechtlichen Unternehmensgeldbußen, *Neue Juristische Wochenschrift*, 71 (3), 123–126.
- De la Vega García, F. (2019) Daños a la competencia y responsabilidad de Administradores de sociedades de capital tras la Incorporación de la «Directiva de daños», en : González Fernández, B. y A. Cohen Benchetrit (dir.), *Derecho de Sociedades : Cuestiones sobre órganos sociales*, Tirant lo Blanch : 1067–1084.
- Degner, E. (2021) *Vorstandsinnenhaftung nach Kartellrechtsverstößen*, Nomos.

- Del Moral García, A. (2023) Responsabilidad penal de personas jurídicas, in : González Fernández M. B. (dir.), *Los acuerdos sociales*, tomo II, Tirant Lo Blanch : 1777–1843.
- Dreher, M. (2006) Die kartellrechtliche Bußgeldverantwortlichkeit von Vorstandsmitgliedern – Vorstandshandeln zwischen aktienrechtlichem Legalitätsprinzip und kartellrechtlicher Unsicherheit, in : Dauner-Lieb, B / P. Hommelhoff (hrsg.), *Festschrift für Horst Konzen*, Mohr Siebeck : 85–107.
- Dreher, M. (2015) Versicherungsschutz für die Verletzung von Kartellrecht oder von Unternehmensinnenrecht in der D& O-Versicherung und Ausschluss vorsätzlicher oder wissentlicher Pflichtverletzungen, *Versicherungsrecht*, 46 (19) : 781–794.
- Drescher, I. (2021) Organhaftung für Verbandssanktionen, in : Bien, F./Jickeli, J./Müller-Graff, P.-Ch. (hrsg.), *Maß- und Gradfragen im Wirtschaftsrecht. liber discipulorum : zum 80. Geburtstag von Wernhard Möschel*, Nomos : 91–110.
- Drijber, B.J. (2017) Mededingingsovertreding als grond voor bestuurdersaansprakelijkheid, in : Assink, B.F. e.a. (red.), *De vele gezichten van Maarten Kroese's 'bange bestuurders'* (IVOR nr. 104), Wolters Kluwer : 125–136.
- Engin-Deniz, E. / P. Kaindl (2012) Haftung von GmbH-Geschäftsführern und AG-Vorstandsmitgliedern bei Wettbewerbs- und Immaterialgüterrechtsverletzungen, *ecolex* 2012 (11) : 947–951.
- Erfurth, J. (2020) *Der Bußgeldregress im Kapitalgesellschaftsrecht*, Nomos.
- Franck, J.-U./ T. Seyer (2025) Management Liability for Companies' Antitrust Fines, in : Thépot, F./ A.Tzanaki, *Research Handbook on Competition and Corporate Law*, Edward Elgar : 535–585.
- Friedl, M.J. (2023) Zur Haftung von Geschäftsleitern für Schäden aus einer Kartellordnungswidrigkeit, insbesondere für Unternehmensgeldbußen, *Zeitschrift für Wettbewerbsrecht*, 21 (4) : 428–445.
- Fleischer, H. (2008) Kartellrechtsverstöße und Vorstandsrecht, *Der Betriebsberater*, 63 (21) : 1070 –1076.
- Fleischer, H. (2014) Regresshaftung von Geschäftsleitern wegen Verbandsgeldbußen, *Der Betrieb*, 67 (7) : 345–352.
- Fleischer, H. (2023) § 43 GmbHG, in : *Münchener Kommentar zum Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung*, 4. Aufl., C.H.Beck.
- Fleischer, H. (2025) § 93 AktG, in : Stilz, E./ R. Veil (hrsg.), *beck-online Großkommentar zum Aktiengesetz*, Stand : 01.06.2025, C.H. Beck.
- Grigoleit, H.Ch. (2020) § 93 AktG, in : Grigoleit, H.Ch./ L. Tomasic, *Aktiengesetz*, 2. Aufl., C.H.Beck:
- Grüneberg, Ch. (2023) vor § 249, in : Grüneberg, Ch. (hrsg.) *Bürgerliches Gesetzbuch*, 82. Aufl., C.H.Beck.

- Grunewald, B. (2016) Die Abwälzung von Bußgeldern, Verbands- und Vertragsstrafen im Wege des Regresses, *Neue Zeitschrift für Gesellschaftsrecht*, 19 (29) : 1121–1124.
- Hauger, Nils F.W./ Ch. Palzer (2015) Kartellbußen und gesellschaftsrechtlicher Innenregress, *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht*, 44 (1) : 33–83.
- Helstone, A. M. (2023) 2023/52 Bestuurder persoonlijk aansprakelijk voor opgelegde boete wegens kartelafspraken, Noot, *Jurisprudentie Arbeidsrecht*, 2023 (3) : 453–480.
- Herrero Suárez, C. (2023) La responsabilidad personal de los administradores por prácticas anticompetitivas : un poliedro normativo, in : Peñas Moyano, M.J. (dir.), *Estudios de derecho de sociedades y de derecho concursal, libro en homenaje al Profesor Jesús Quintano González*, Ediciones Universidad de Valladolid : 391–406.
- Heuking, Ch. / S. von Coelln (2014) Die aktuelle Diskussion um Buße oder Strafe für Unternehmen, *Der Betriebsberater*, 67 (50) : 3016–3023.
- Heyers, J. (2016) Gestaltungsperspektiven aktienrechtlicher Organhaftung am Beispiel der Regressansprüche der Gesellschaft infolge von Kartellordnungswidrigkeiten – eine rechtsökonomische und wertungsjuristische Analyse –, *Zeitschrift für Wirtschafts- und Bankrecht*, 70 (13) : 581–588.
- Hopt, K.J. (2013) Die Verantwortlichkeit von Vorstand und Aufsichtsrat : Grundsatz und Praxisprobleme – unter besonderer Berücksichtigung der Banken, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 34 (38) : 1793–1805.
- Hopt, K.J./M. Roth (2015) § 93 AktG, in : Hirte, H./ P.O. Mülbert/ M. Roth, *Aktiengesetz Großkommentar*, 4. Band, Teilband 2, 5. Aufl., Walter de Gruyter.
- Karapetian, A. (2023) 2023/147 Bestuurdersaansprakelijkheid wegens overtreden mededingingsregels door vennootschap, Noot, *Jurisprudentie Onderneming & Recht*, 2023 (6) : 1913–1915.
- Kersting, Ch. (2016) Organhaftung für Kartellbußgelder, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 37 (27) : 1266–1274.
- Kersting, Ch./May, M., (2024a) Der Bußgeldregress gegenüber Organmitgliedern – Gesellschaftsrecht, Kartellrecht und Effektivitätsgrundsatz – Teil 1, *Wirtschaft und Wettbewerb*, 28 (5) : 243–248.
- Kersting, Ch./May, M., (2024b) Der Bußgeldregress gegenüber Organmitgliedern – Gesellschaftsrecht, Kartellrecht und Effektivitätsgrundsatz – Teil 2, *Wirtschaft und Wettbewerb*, 28 (6) : 313–321.
- Koch, J. (2011) Beschränkungen des gesellschaftsrechtlichen Innenregresses bei Bußgeldzahlungen, in : Hoffmann-Becking, M. (hrsg.), *Liber amicorum für Martin Winter, Otto Schmidt* : 327–350.
- Koch, J. (2024) *Aktiengesetz*, 18. Aufl., C.H.Beck.
- Kortmann, J.S. (2013) De bewuste wetsovertreding : geen ‘onbehoorlijk bestuur’?,

- Ondernemingsrecht*, 2013 (12) : 433–437.
- Krause, R. (2007) "Nützliche" Rechtsverstöße im Unternehmen – Verteilung finanzieller Lasten und Sanktionen, *BB-Special* 8/2007 (zu *Der Betriebsberater*, 72 (28/29)) : 2–16.
- Kusznier, F. (2017) Vorteilsanrechnung bei Vorstandshaftung, *Der Gesellschafter : Zeitschrift für Gesellschafts- und Unternehmensrecht*, 46 (3) : 156–161.
- Labusga, K. (2017) Die Ersatzfähigkeit von Unternehmensgeldbußen im Innenregress gegen verantwortliche Vorstandsmitglieder, *Versicherungsrecht*, 48 (7) : 394–402.
- Leclerc, S. (2022) *Der Kartellbußgeldregress*, Mohr Siebeck.
- Leupold, P. / M. Ramharter (2009) Nützliche Gesetzesverletzungen–Innenhaftung der Geschäftsleiter wegen Verletzung der Legalitätspflicht?, *Der Gesellschafter : Zeitschrift für Gesellschafts- und Unternehmensrecht*, 38 (5) : 253–267.
- Lotze, A. (2014) Haftung von Vorständen und Geschäftsführern für gegen Unternehmen verhängte Kartellbußgelder, *Neue Zeitschrift für Kartellrecht*, 2 (5) : 162–169.
- Lotze, A./ S. Smolinski (2015) Entschärfung der Organhaftung für kartellrechtliche Unternehmensgeldbußen, *Neue Zeitschrift für Kartellrecht*, 3 (6) : 254–257.
- Madari, D. (2021) Die Regressfähigkeit von Kartellgeldbußen, *Der Gesellschafter : Zeitschrift für Gesellschafts- und Unternehmensrecht*, 50 (1) : 14–21.
- Mertens, H.-J./ A. Cahn (2010) § 93, in : Zöllner, W./ U. Noack (hrsg.), *Kölner Kommentar zum Aktiengesetz*, 3. Aufl., Walters Kluwer.
- Mitsch, W. (2025) § 17, in : Mitsch, W. (hrsg.), *Karlsruher Kommentar zum Gesetz über Ordnungswidrigkeiten*, 6. Auflage, C.H.Beck.
- Molina Fernández, F. (2016) Societas peccare non potest...nec delinquere, in : Bacigalupo Saggese, S. et al. (coord.), *Estudios de derecho penal en homenaje al profesor Miguel Bajo*, Ceura : 361–416.
- Monopolkommission (2024) *Wettbewerb 2024. Hauptgutachten XXV* <<https://www.monopolkommission.de/images/HG25/HG25-Gesamt.pdf>>.
- Morfey, A. / C. Patton (2011) *Safeway Stores Ltd v Twigger* : The Buck Stops Here, *Competition Law Journal*, 10 (1) : 57–64.
- Mühlhoff, U. (2020), Kartellstraf- und Kartellbußgeldverfahren aus Sicht der Staatsanwaltschaft, in : Rübenstahl, M./A. Hahn/Ph. Voet van Vormizeele (hrsg.), *Kartell Compliance*, C.F. Müller : 393–443.
- Mussche, M. (2013) Interne bestuurdersaansprakelijkheid voor bewuste wetsovertredingen, *Ondernemingsrecht*, 2013 (12) : 425–432.
- Navarro Frías, I. (2019) El deber de legalidad de los administradores sociales. Algunas reflexiones acerca de la infracción eficiente de la ley y la «legal judgment rule», *Revista de Derecho Mercantil*, (311) : 177–238.
- Navarro Frías, I. (2023) Business judgment rule, legal judgment rule y deber de legalidad de

- los administradores sociales. Comentario a la sentencia del Tribunal Supremo 1290/2023, de 31 de marzo, *Revista de Derecho de Sociedades*, 68 : 235–246.
- Nietsch, M. (2020) Grundsatzfragen der Organhaftung bei KartellverstößenInhalt, *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht*, 184 (1) : 60–110.
- Nietsch, M. (2024) Der Geschäftsleiterregress im Zusammenhang mit Kartellvergehen, *Neue Juristische Wochenschrift*, 77 (8) : 471–476.
- Ost, K. (2018) „Einer trage des andern Last...“? – Die Unternehmenssanktion zwischen gesellschaftsrechtlichem Organregress und kartellrechtlichem Sanktionszweck, in : Kokott, J./ P. Pohlmann/ R. Polley (hrsg.), *Europäisches, deutsches und internationales Kartellrecht. Festschrift für Dirk Schroeder zum 65. Geburtstag*, Otto Schmidt : 589–600.
- Paz-Ares, C. (2023) ¿Existe un deber de legalidad de los administradores?, *Revista de Derecho Mercantil*, (330) : 9–100.
- Pérez Benítez, J. (2016) *El resurgimiento de la acción individual de responsabilidad de los administradores sociales* <<https://www.abogacia.es/actualidad/noticias/el-resurgimiento-de-la-accion-individual-de-responsabilidad-de-los-administradores-sociales/>>.
- Pöschke, M. (2025) § 43 GmbHG, in : Ziemons, H./ C. Jaeger/ M. Pöschke (hrsg.), *beck-online Kommentar zum GmbH-Gesetz*, 64. Ed. 01.05.2025, C.H. Beck.
- Quijano, J. (2016) Los presupuestos de la responsabilidad de los administradores en el nuevo modelo del Consejo de Administración (arts. 236.1 y 2 LSC), in : Rodríguez Artigas, F. et al. (dir.), *Junta General y Consejo de Administración en la Sociedad cotizada*, tomo II, Aranzadi : 591–613.
- Reich-Rohrwig, J. (2015) § 25 GmbHG, in : Straube, M./ T. Ratka/ A. Rauter (hrsg.), *Wiener Kommentar zum GmbH-Gesetz*, Manz.
- Robertson, A. (2015) Pulling the Twigger : Directors and Employees Back in the Firing Line for Damages after Jetivia in the Supreme Court?, *European Competition Law Review*, 36 (8) : 325–326.
- Rodríguez Cembellín, D. (2025) El regreso de la sociedad contra el administrador por multas administrativas, *Almacén de Derecho*, entrada de 19-02-2025 <<https://almacendedderecho.org/el-regreso-de-la-sociedad-contra-el-administrador-por-multas-administrativas>>.
- Roth, G.P. (2013) Bedenkingen bij bestuurlijke beboeting bestuurders', *Ondernemingsrecht*, 2013 (12) : 438–440.
- Sailer-Coceani, V. (2020) § 93 AktG, in : Schmidt, K./ M. Lutter, *Aktiengesetz*, Bd.1, 4. Aufl., Otto Schmidt.
- Santegoeds, M. (2017) (*Interne*) *aansprakelijkheid van bestuurders*, Tilburg University.
- Schouten, B. (2020) *Opzet en bewuste roekeloosheid in het arbeidsrecht en in het privaatrecht*, Bju.
- Seibt, Ch.H. (2015) 20 Thesen zur Binnenverantwortung im Unternehmen im lichte des

- reformierten Kapitalmarktsanktionsrechts, *Neue Zeitschrift für Gesellschaftsrecht*, 18 (28) :1097 –1103.
- Silva Sánchez, J. M. (2021) ¿'Quia peccatum est' o 'ne peccetur'? Una modesta llamada de atención al Tribunal Supremo sobre la 'pena corporativa', *InDret*, (1) : vi–ix.
- Slotboon, M.M. (2013) Sancties voor leidinggevenden in het Nederlandse mededingingsrecht, *Markt & Mededinging*, 2013 (4) : 106–116.
- Sluijs, J.J.M. / P.J.H.M. van Osch (2016) Het beboeten van feitelijk leidinggevers in het mededingingsrecht, *Tijdschrift voor Compliance*, 2016 (2) : 96–101.
- Spindler, G. (2023) § 93 AktG, in : Goette, W./ M. Habersack/ S. Kalss (hrsg.), *Münchener Kommentar zum Aktiengesetz*, Bd.2, 6. Aufl., C.H.Beck.
- Stancke, F. (2018) Kartellregress, II. Regress bei Organmitgliedern und Mitarbeiternin : Fabian Stancke, F./ G. Weidenbach/ R. Lahme, *Kartellrechtliche Schadensersatzklagen*, Fachmedien Recht und Wirtschaft : 503–552.
- Steiner, M. (2023) Der Kartellbußgeldregress, *Zeitschrift für Gesellschaftsrecht und angrenzendes Steuerrecht*, 22 (1) : 21–29.
- Strasser, Ph. (2017) Die Deckung von Schäden aus Kartellgeldbußen in der D&O-Versicherung, *Versicherungsrecht*, 48 (2) : 65–72.
- Thole, Ch. (2009) Managerhaftung für Gesetzesverstöße, *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht*, 173 (4) : 504–535.
- Thomas, S. (2015) Bußgeldregress, Übelzufügung und D&O-Versicherung, *Neue Zeitschrift für Gesellschaftsrecht*, 18 (36), 1409–1418.
- Thomas, S. (2017) Haftungs- und Versicherungsrecht bei Kartellverstößen, *Versicherungsrecht*, 48 (10) : 596–601.
- Tjoa, C.M./ T. Var (2019) Interne bestuurdersaansprakelijkheid en de (on) mogelijkheid van individuele disculpatie bij financieelrechtelijke wetsovertredingen, *Tijdschrift voor de Ondernemingsrechtpraktijk*, nr. 1 : 29–34.
- Torggler, U. (2009) Von Schnellschüssen, nützlichen Gesetzesverletzungen und spendablen Aktiengesellschaften, *Wirtschaftsrechtliche Blätter*, 23 (4) : 168–176.
- Van Bekkum, J. (2013) Risicoaansprakelijkheid leidinggevenden voor persoonlijke bestuursrechtelijke boetes, *Ondernemingsrecht*, 2013 (16) : 579–586.
- Van den Bergh, R. (1993) *Economische analyse van het mededingingsrecht, een terreinverkenning*, Gouda Quint.
- Verse, D.A. (2022) § 43 GmbHG, in : Scholz, F. et al. (hrsg.), *Kommentar zum GmbH-Gesetz*, Band I, 13. Aufl., Otto Schmidt.
- Vollmer, Ch. (2022) § 81d GWB, in : *Münchener Kommentar zum Wettbewerbsrecht*, 4. Aufl. 2022.
- Wagner, G. (2016) Sinn und Unsinn der Unternehmensstrafe. Mehr Prävention durch

- Kriminalisierung, *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht*, 45 (1) : 112-152.
- Wagner-von Papp, F. (2025a) Bußgeldregress von Geschäftsleitern vor dem BGH : Kartellverstöße zum Rundum-sorglos-Tarif? : *Wirtschaft und Wettbewerb*, 29 (1) 1-2.
- Wagner-von Papp, F. (2025b) Managerial Liability, Managerial Duties, and Liability within Corporate Groups : Optimal Competition Law Sanctions by Rearranging the Deckchairs within the Undertaking?, in : Thépot, F./ A.Tzanaki, *Research Handbook on Competition and Corporate Law*, Edward Elgar : 474-534.
- Wagner-von Papp, F. (2025c) Regressus interruptus : Organhaftung für Verbandsgeldbußen zwischen Karlsruhe und Luxemburg, *Neue Zeitschrift für Kartellrecht*, 13 (7) : 347-354.
- Watts, P. (2011) Illegality and Agency Law : Authorising Illegal Action, *Journal of Business Law*, 2011 (3) : 213-228.
- Westenbroek, W.A. (2017) *Bestuurdersaansprakelijkheid in theorie. Over rechtsvorming en taal, onbehoorlijk bestuur, onrechtmatige daad en ernstig verwijt*, Wolters Kluwer.
- Wils, W.P.J. (2023) EU Antitrust Fines and Managerial Liability – A Legal and Economic Analysis -, *Wirtschaft und Wettbewerb*, 27 (11) : 583-589.
- Zimmermann, M. (2008) Kartellrechtliche Bußgelder gegen Aktiengesellschaft und Vorstand : Rückgriffsmöglichkeiten, Schadensumfang und Verjährung, *Zeitschrift für Wirtschafts- und Bankrecht*, 62 (10) : 433-441.
- 幾代通 (1977) 『不法行為法』(筑摩書房).
- 上村達男 (2001) 「取締役が対会社責任を負う場合における損害賠償の範囲」旬刊商事法務 1600号 : 4-18.
- 遠藤元一 (2024) 「不当な取引制限により会社に課された課徴金を取締役の対会社責任を通じて取締役に転嫁することの可否」上智法学論集 67卷1 = 2 = 3号 : 129-139.
- 大来志郎 = 鈴木謙輔 (2008) 「改正金融商品取引法の解説 (4・完)」旬刊商事法務 1840号 : 30-38.
- 應本昌樹 (2024) 「独禁法上の課徴金の取締役に対する求償に関する一考察：近時の裁判例を題材として」総合政策研究 (ノースアジア大学) 1号 : 17-41.
- 大島一輝 (2021) 「継続開示書類の虚偽記載における会社の罰金・課徴金と会社法423条1項」法学政治学論究 129号 : 33-65.
- 岡田大 = 吉田修 = 大和弘幸 (2004) 「市場監視機能の強化のための証券取引法改正の解説—課徴金制度の導入と民事責任規定の見直し」旬刊商事法務 1705号 : 44-53.
- 於保不二雄 (1972) 『債権総論 (新版)』(有斐閣).
- 窪田充見 (編) (2017) 『新注釈民法 (15)』(有斐閣).
- 佐伯仁志 (1998) 「法人処罰に関する一考察」芝原邦爾ほか (編) 『松尾浩也先生古稀祝賀論文集 上巻』(有斐閣) : 655-687.
- 佐伯仁志 (2009) 『制裁論』(有斐閣).
- 佐伯仁志 (2014) 「法の実現手段」長谷部恭男ほか (編) 『岩波講座 現代法の動態 (2) 法

- の実現手法』(岩波書店) : 3-28.
- 至田圭佑 (2009) 「会社の刑事罰金についての取締役の民事責任：反トラスト法遵守における取締役の会社に対する義務と責任を中心に」同志社法學61卷1号 (334号) : 295-350.
- 泉水文雄 (2022) 『独占禁止法』(有斐閣).
- 潮見佳男 (1991) 「人身侵害における損害概念と算定原理 (2・完)」民商法雑誌103卷5号 : 709-734.
- 高橋眞 (2005) 『損害概念論序説』(有斐閣).
- 高橋陽一 (2021) 「法人に対する罰金・課徴金と役員等の損害賠償責任」『JSDA キャピタルマーケットフォーラム〔第3期〕論文集』<<https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/JCMF/takahashironbun3.pdf>> : 75-92.
- 得津晶 (2023) 「不当な取引制限による会社への課徴金の対会社責任を通じた取締役への転嫁」ジャーリスト1587号 : 6-7.
- 中井美雄 (1976) 「損害の意義」奥田昌道ほか (編) 『民法学4 債権総論の重要問題』(有斐閣) : 92-105.
- 浜田道代 (2023) 「カルテル課徴金の役員への転嫁に関する一考察：世紀東急工業株主代表訴訟事件を契機として」旬刊商事法務2319号 : 4-19.
- 平井宜雄 (1992) 『債権各論 II』(弘文堂).
- 廣瀬翔太郎 (2024) 「独占禁止法違反による罰金・課徴金と取締役の責任：会社に課された課徴金の取締役への転嫁の問題を中心に」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 No.64 : 373-420.
- 松井秀征 (2007) 「会社に対する金銭的制裁と取締役の会社法上の責任」黒沼悦郎=藤田友敬 (編) 『企業法の理論（江頭憲治郎先生還暦記念） 上巻』(商事法務) : 549-593.
- 森島昭夫 (1987) 『不法行為法講義』(有斐閣).
- 弥永真生 (2009) 『会社法の実践トピックス24』(日本評論社).
- 山下徹哉 (2024) 「独禁法違反行為にかかる取締役の責任〔世紀東急工業株主代表訴訟事件〕」川瀬昇=武田邦宣=和久井理子 (編) 『経済法判例・審決百選〔第3版〕』(有斐閣) : 242-243.
- 山部俊文 (2024) 「価格カルテルの課徴金と取締役の会社に対する責任——世紀東急工業株主代表訴訟東京高裁判決」『令和5年度重要判例解説』(有斐閣) : 237-238.
- 王佳子 (2024) 「独禁法違反により会社が排除措置命令や課徴金納付命令を受けたことにつき取締役が会社に対して任務懈怠責任を負うとされた事例」尾道市立大学経済情報論集24卷1号 : 83-104.

(やなが・まさお 明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授)